

# 外国人から見た「学制」(明治五年)

竹中暉雄

はじめに

外国人が見た幕末明治期日本についての研究といえば、渡辺京二『逝きし世の面影』<sup>(1)</sup>が有名なものの一つである。「専制」の国と思われていた日本に来て欧米人たちが驚いたことが数多くあるなかで、その最大のもは「日本人民衆が生活にすっかり満足しているという事実」であった。もちろん厳しい身分制度は存在したが、その身分の内側においてはそれなりの自由と自主があった。日本人の表情に浮かぶ「幸福感」は、当時の日本が「自然環境との交わり、人びと相互の交わりという点で自由と自立を保証する社会だったことに由来」していたという。「人びとを隔てる心の垣根」が低かったのである。もし欧米のようにこれが高いと、個が重視さ

\*本学経営学部

キーワード…称賛・欧米中心主義・誤認・反発・警鐘

れ個人の感情・思考・表現の拡大飛躍が可能ではあるが、一方では人を「疲れさせる」ことにもなると渡辺は分析している。

同書には「子どもの楽園」の章があり、子どもたちは自立した遊びをよく行ない、親の最大関心事は子どもの教育であったことなどが記されている。親は子どもを一人だけ家に残したりせず、背負って連れていった。子どもがいかに親から好かれていたかは、おもちゃ屋が実に多く、親が子どもと凧揚げなど一緒に遊び、子どもに「おみやげ」を持って帰るといふ習慣によく現れているという。

ところで同書には、寺子屋や私塾などを含む人々の学習のシーンは全く登場しない。「雑多と充溢」の章に、当時存在したはずの雑多な書物の記述はほとんどない。それはどうしてなのかを考えてみると、同書は「失われた前近代」という視点から書かれているからではないか。「子どもの楽園」は近代以降に失われてしまったがゆえに、一章を設けて特筆する必要があるためである。学校教育とか書物は明治以降にも存続し、それどころか逆に強力さを増していったがゆえに、取り上げるには及ばなかったであろう。

といっても近代教育の出発点となった「学制」が、彼ら外国人たちの関心を引かなかったはずはない。「学制」はこれまでの拙論の一つにおいて見てきたように、さまざまな問題を孕みながら十分な審議を経ることなく留守政府の独断専行で制定され、その結果として条文自体の中にも多くの「誤謬」や齟齬が含まれていた。しかしそういった日本の内幕とは関係なかった外国人の眼にはそれほどのように映り、どのように評価されていたのだろうか。本稿では限られた資料からではあるが、この点について若干の考察を加えてみたい。

\* 『学制』（明治五年）公布の政治的背景、岩倉使節団『約定』問題を中心に——桃山学院大学『人間科学』

「学制」は一八七二年九月四日（明治五年八月二日）に制定されたが、横浜・外国人居留地で発行されていた『ファー・イースト』（一八七二年八月一六日）は、その準備段階を簡単ながらいち早く報じている。「帝国全体に施行されるはずの公教育の新制度には、五万五千もの公立学校の設立が含まれていて、そのための調整が現在なされている」と。<sup>(2)</sup>しかしその「調整」は十分にされることなく、見切り発車されたのであった。一月になると、やはり横浜で発刊されていた『ジャパン・ウィークリー・メール』が、一部混乱した記述を含みながらも「興味を持たずにはいられない」と詳しく報道した。<sup>(3)</sup>以下はその一部分である（「」内は筆者の補足説明。以下も同様）。

最近、文部省から発せられた「巨大な事業計画案」によれば、日本の教育制度の全体が文書上では再構築された。日本は八つの大地区に分割され、それぞれに一つの大学と、中学校が三二校存在することになる。それから二一〇の「アカデミー」あるいは「グラマースクール」が設けられ（二一〇校設置されるのは小学校である）、その高等クラスでは外国語の学習が始められる。その下には、六歳以上の男女児童のための公立学校が設置される。これらは全部で五三、七六〇校にもなる！ 中学校の生徒は授業料として月三ドル（「学制」第九章。五円五〇銭、三円五〇銭、二円）を支払い、大学では七・五ドル（同、七円五〇銭、六円、四円）である。

この紙上の計画案は、数ヶ月にわたるハードワークによって仕上げられた。もし、各紙が断言しているように、コネチカット州の現教育長であるノースロップ教授が日本の教育長になるならば（周知のようにこれは実現せずマレーが来日した）、これら素晴らしい紙上計画案を現実の実り豊かな事実<sup>4</sup>に発展させるために、そのエネルギーを最大限使うことになるであろう。我々は、彼の成功を願っている。

この記事では、留学生に対する奨学金が高額すぎると、批判的に論評されている。中学校から海外に留学させる学生に支払われる年一〇〇〇ドル（「学制」第七七章。初等留学生、初二年九百ドル、後三年千ドル）の額は、渡航帰航費用を含まないとすれば不必要に高いし（第七七―七八章但書きが示すように、旅費および支度料は別支給であった）、大学生への一八〇〇ドル（七八章。上等留学生、千五百―千八百ドル）は、途方もなく（extravagantly）多い。「こんなに巨額の給費を彼らに与えることは、若者にとって破滅の原因となるし、この金が国庫から出ていることは二重に悪い」。イングランドの諸大学、フランス、ドイツ、そしてアメリカにおいてもそうだと思うが、学費というものははるかに低く、特にドイツでは非常に低いのである。

一八七三年二月になると、「文明のジャーナル」を標榜するニューヨークの週間新聞『ハーパーズ・ウィークリー』が、日本は教育制度全体を再構築しようとしていると、外国紙としてはかなり早く「学制」について報じた。全国が八地区に分割され、そのそれぞれに一つの大学と三二の中学校（middle school）が設置され、さらにまた「アカデミー」が設けられ、それらの下に初等学校が造られることになる<sup>4</sup>。「アカデミー」とは、「学制」第三章―第三七章で規定されている「諸民学校」「農業学校」「通弁学校」「商業学校」「工業学校」のことであろう。この報道当時には、未だ「専門学校」の規定は「学制」にない（一八七三年四月二八日に追

加。

同紙は一ヶ月後に続報を掲載した。最近の情報<sup>(5)</sup>が正しいのであれば、日本はすでに「教育上の行進」において、その教師の国々を追い越しつつある。義務教育の制度が六歳以上のすべての子どもたちのために採用され、五万三千の公立学校、および二五六校のハイスクール、そして八大学が設立されることになっている。もしこれらの数字が「かりそめにも (at all) 正確であるとすれば、日本はその「機敏で (prompt) 優れた (excellent) 効率のよい (efficient) 措置<sup>(5)</sup>について祝福されるべきだ。

設立される学校の数についてかなり懐疑的なのは、当時としては当然のことであって、このことについては後述しなければならない。

「学制」から六ヶ月後に、『ニューヨーク・タイムズ』が非常に詳細な報道をした。そこでは「前文」に関する批評(別稿で紹介検討を予定)を始め、各章についての紹介が例えば以下のように行なわれている。<sup>(6)</sup>

第一章は「教育行政は全国を通じ、文部省のみが統治する」と規定している。国は八つの大区に分割され、それぞれが大学区 (Great Learning District) と呼ばれ、一つの大学 (college) を持つ。それぞれの大学区は三二の中学区 (Middle Learning District) に小分割され、それぞれがハイスクール一校を持たなければならない。各中学区は二一〇の小学区 (Small Learning District) に分割され、すべてが一校を持たなければならない。このようにして一大学区のもとに六、七二〇校が、帝国全体では五三、七二〇の学校が供給されることになる。

大学区に六、七二〇校というのは小学校のみの数であり、それに中学校の三二校が加わる。また全国で五三、七二〇校というのは正確には五三、七六〇校で、しかしそれも小学校だけの数である。小学校以外に「学制」は計算上、全国で大学を八校、中学を二五六校設立することになっていたので、総計では五四、〇二四校となった。

次いで同記事は、「学区取締 (superintendent)」の役割、そして小学校の種類を紹介した後、「公立学校」への義務就学について、次のように解説を加えている。

恐らく起草者は、それを実施するための彼らの能力について若干の不安を抱いていたのであろう。というのは、彼らは誠実な (true) 日本人精神でもって、「前述の規則通りには教育を継続できないもの、あるいは学校教育を何か別の方法でしか受けられないものがあるかも知れないが、これらのものは、非正規の学校で教育を受けたものとして見なされる」という逃げ道 (loophole of escape) を設けていたからである〔第一二章割注「私塾家塾二入り及ヒ已ムヲ得サル事アリテ師ヲ其家ニ招キ稽古セシムルモ皆就学ト云フヘシ。第二七章末尾但書「(下等小学上等小学卒業義務) 事情ニヨリ一概ニ行ハレサル時ハ斟酌スルモ妨ケナシトス」〕。

興味深いのは、当時の日本人がアメリカ人からどのように見られていたのかを理解することができる、次のコメントである。「学校法におけるこのような逃げ口上 (subterfuge) は、高官の前で靴を履くことを非常に嫌悪すべきこととしつつも、「室内用」上靴のことを差し当たりは「革の靴下」だと呼ぶことにして、アメリカ人にそれを履くことを容認することにより、靴問題に関する自らの良心との妥協をした国民においては、いか

にも予想されることだと言ってもよいであろう」。

日本人にとつては履物を履いたまま建物内に入るなど、とても耐えられないことであるが、しかし政府高官がいるような役所の中では、日本人も靴は履かざるをえない。しかし私宅などでは、アメリカ人には靴を脱いでもらう代わりに上靴を履いてもらい、それは「靴下と同じもの」で靴を履いていないと納得する。そのような使い分けの器用な国民、つまり建前と実際を使い分ける二面性をもった国民であるがゆえに、建前上は義務就学、しかし実際上は逃げ道を作っておくという芸当ができたという訳である。<sup>①</sup> 現実にはアメリカでも同様であったが(後述)。

さらに前掲『ニューヨーク・タイムズ』は、「学制」の小学教員規定(第四六章)、「秀越」する教員への褒賞(第四七章)、文部省第二二号で追加された貸費生制度(第五二章)、留学生規定(第七一章以下)、授業料減額(第九五章)、大中小学校営繕の完全を期す(第一〇五章)などについて紹介していく。第九章は「政府が学生たちに衣食を支給してきた従来の慣習は今後廃止されることを宣言している」と紹介されているが、これに就いて森(有礼)公使は以下のような説明をしているという。

西洋人の諸芸を学ぶために就学するように導く目的で、一定の金や米を与えるのが政府の習慣であった。多くの貧しい人々は、このような環境のもとで彼らの支えとなるものを得るために学校へ行つた。この非常に普及した慣習が、自由主義的な動き(liberal movement)への関心を民衆に抱かせることを困難にしていたのである。というのは、彼らは衣食につられて文明を受け入れることに導かれてきたからである。

この説明は、幕末維新期の下級武士には該当しても、一般民衆に当てはまるものではなかった。彼らは生活のために自力で学びを行ってきたからである。また森有礼自身や福沢諭吉、中江兆民を始めとして、たとえ藩や幕府の命令で西洋人の諸芸を学んだとしても、「自由主義的な動き」に関心を抱いた武士は多かつたはずである。

横浜の『ジャパン・ウィークリー・メール』が、「一八七二年に一つの法律が布告され、五万三千の学校、あるいは人口六〇〇人当たり一校の設立が規定された」と、直接「学制」について比較的詳しい報道をしたのは、一八七四年に入ってからである。信頼すべき筋によれば「この法律の諸規定はもうすでに大いに遵守されてきている」し、文部省は就学者数を四〇万人以上と推定しているという<sup>(8)</sup>。しかし現実には一八七三年段階で、小学校は未だ一万三千校足らずであったが、『文部省年報』上の就学者数は、一三〇万人を超えていた。文部の推計就学者四〇万人以上というのは、実質的な通学者数のことであろう。

維新时期を日本で過ごした生き証人であるグリフィス (Griffis, William Elliot) は、有名な著書『ミカドの帝国』(一八七七年)で「学制」について次のように記述している。彼ほどの日本通であっても、不正確なところがある。二一〇というのは小学校の数であり、それが設置されるのは中学区である。一八七三年に中学に代わって「専門学校」とともに登場したのが「外国語学校」であった。また小学校の在籍者数が三〇〇万人近くになるのは、一八八一(明治一四)年になってからである。

帝国は教育の目的のために八地区に分割され、そのそれぞれに一大学と二一〇の「外国語学校」が設置されることになっている。母国語の初等学校は五万三千校となるか、あるいは人口六〇〇人に一校となる予定

である。それらの学校には、師範学校で養成された日本人教師が配置されている(「実際には未だほんの一部」)。現在のところ、三〇〇万人近い男女の子どもが就学している。<sup>9)</sup>

彼は、一八七四(明治七)年七月の帰国直前に「文明状況視察」旅行に出かけ、その時の感想を次のように書き残している。「教育が徹底的に普及し、学校はどこにもあり、そして少年も少女も同じ様に、石盤と鉛筆、黒板と白墨、地図、そして標準的なアメリカのテキストを翻訳した地理、歴史、読本などの教科書という新器具類の助けを借りて学習しているのを見て、非常に嬉しかった」<sup>10)</sup>。

面白いのは、「一八七二年を新時代として特徴づける素晴らしい一連の改革」が、主目的では失敗した岩倉使節団の副次的目的のうち注目に値する(*secondary*)成果、つまりキリスト教について多く学んだことの本国での成果として記述されていることである。道徳的、社会的、法律的、政治的、教育的、そして物質的な変化は非常に数多く、かつ広範囲であったので、この国にいる外国人の目を眩ませ、そして「一つの国民が一度に生まれることができるだろうか?」といった質問をさせるほどであったという。<sup>11)</sup>

確かにキリシタン禁制の高札が外されたのは使節団が未だ渡欧中の一八七三(明治六)年二月二十四日のことなので、その点ではそういうことも言える。しかし別稿で見てきたように、一八七二年の諸改革は留守政府による独断専行であった。

2

「学制」に対する外国人たちの感想・評価は、言うまでもなく単色ではない。論者によって色彩は異なるし、

そして同一人による論説においても、いくつもの色が入り混じっている。しかし感想の第一にあげるべきは、「よく出来た」という称賛であった。

『ニューヨーク・タイムズ』の「学制」第一報（前出、一八七三年三月一五日）は、「学制」前文および各章についてかなり詳しく紹介した後、結論的に、この布告は単に日本だけではなくモンゴリアン人種にとつて「世紀の偉業の一つ」であり、その理由は中国そして他のアジア諸国も、急速に日本の革新を追っているからであると称賛している。ただし三千万人を越える人口の国に公立学校制度といった基礎的で新しい種類の制度を確立することは、単に布告することとはまた別の「時間のかかる仕事」であり、そのことは「平和と繁栄の時代を要求するであろう」と、これからの事業に期待を寄せていた。<sup>12)</sup>

その続報は四月二日であるが、この「学制」がもつ「賢明さと総合性」および「広い自由」と、「対象とされた人々への適合性」について「もっと称賛して述べておくべきであった」という反省から書き始められている。ということは、先のレポートでは実はあまり「称賛」していなかったのが今回は「称賛」するということであるが、このことについては次節で触れる。

四月二日の記事は、コネチカット州教育長のノースロップ (Northrop, B. G.) による「学制」称賛の言葉を以下のように引用している。「学制は、外国の制度の単なるコピーや模倣などでは決してない。あらゆる定評のある計画を十分に研究した後、彼らは賢明にも彼らのためになるものを、いくらかは古い土台の上に構築したのである。それはつまり、育ててきた伝統を損なうことなしに新機軸を導入するためである」と。

そしてまた同紙によれば、日本がこの数年のうちに「野蛮な状態」から「文明化された慣習や改善」への変化的変化を示す証拠や成果は多いが、なかでも「恐らく最も注目すべきもの」は「称賛に値する公立学校制度

の採用」であった。とりわけ「新政策に具体化された智慧と機転の事例」として同紙が特筆しているのは、「教育のために人びとを説得する仕事に献身」し「人々の間で最も評判の良い人間〔「学制」第一〇章「名望アル者」〕から選ばれる」ことになっている。「学校監督者」「学区取締」である。同紙が驚いているのは、こういう規定が「地上で最も専制的な国の一つであり、あるいはごく最近までそうであった」国の布告によるものであったからである。<sup>(13)</sup>

このような称賛を受けることが出来たがゆえに、日本側も自慢をすることができた。一八七三年五月二日、ニューブランズウィックで開かれたマレー (Murray, David) の日本への歓送晩餐会において、ワシントン駐在代理公使・高木三郎は「最近の天皇の布告によって、帝国の教育事情は新時代に入った」と八大学区制について説明したあと、「日本帝国全体が近代的学習の養育所 (nursery) となったことが分かるであろう」と謝辞スピーチをしている。「学制」の制定が済んでいなければ、言えないことであった。

マレー自身も、「日本は外国の視点からは無教養の国だとみなされてきたので、その結果、教育の全体構造は基礎から作り上げられねばならないと考えられている。しかしこれほど間違ったことはない。それとは逆に、日本は今日では、教育が最高に尊重され、そして教育が最も普及しているといえるほどの国の一つとなっている」と称賛を惜しまなかった。しかし、もしそれほど「国である」とすれば、日本国学監として日本に渡る意味がない。マレーによれば、数世紀にわたって日本は鎖国政策をとってきたので、科学、産業技術、貿易や商業に関連する学問においては、アイディアと発見の相互交流という点で有利であった西洋諸国が東洋諸国より明白に抜きんできた。ところがこのことを日本人は意識するようになり、そして彼らは今日、「我々から新しいアイディアと完全な信頼・自信とを獲得しよう」と熱心に手を差し伸べている」のであり、自分の訪日はそれに

応えるためなのである。<sup>(14)</sup>

最初は『サンフランシスコ・ブルティン』に載り、その後『ジャパン・ヘラルド』（一八七四年一〇月三日）に転載された記事によれば、「日本ノ公立学校ハ其功績実ニ驚ク」ほどであり、当初は存在した男女共学反対の意見、女性教育無益論も衰えて、「方今ノ学制ハ日本人民皆之ヲ称賛シ公立学校教育ノ便ハ日ニ盛大ニ至」<sup>(15)</sup> っているという。

『ニューヨーク・タイムズ』による「学制」称賛の記事をさらに探してみると、「家父長主義的な、そして多かれ少なかれ専制的な政府」にしか出来ない一八七二年の「唐突な諸法令」の一つによって、五万三千の公立学校が帝国の至る所に設置され、そしてそれらすべてにおいて、当地やイギリスの学校で学習されていると同様の知識の教科が、今や「極めて模範的な勤勉さ」でもって学ばれつつある、というのもある。<sup>(16)</sup>

五万三千の小学校が「設置され」というのは誤解で、それはあくまで法令上の計画でしかなかった。記事が書かれた一八七五（明治八）年当時はまだその半数にも至っていなかったが、「学制」が好意的に評価されていることは確かである。同記事は続けて、小学校通学者数や教科内容、東京の工科大学（工部大学校）について紹介したあと、「こうしたことすべてから、いくつかの重要な事実を確かめることができる。日本では教育が単に普及しているというだけではなく、それが最上級のものであり、日本人たちは知的で勤勉で、最上級の成績をえることが出来ることを証明している」とも称賛していた。

今やあらゆる階級の日本人が教育の普及を熱心に切望している、との報道もあった。ほとんど毎日のように新しい学校が開校され、個人による教育寄付金がなされつつある。数日前には（明治八年一月二九日）皇后が自ら東京に女子師範学校を開校し（開校式に臨席し）、演説を行なった。<sup>(17)</sup>

のち明治学院を創設する宣教師・医師のヘボン (Hepburn, James Curtis) は、一八七五(明治八)年、ある山村地域を旅行したときのことを、学校には黒板、石盤、地図、地球儀などもあり、「生徒が机に向って腰掛けに坐っているところなどはアメリカとそっくりでした。これはほんとうに驚くべきことです」と手紙に書いていた。全国に散在する小学校は義務制で「経費は国民に課した租税」で賄われていたが、「国民は喜んで徴税に応じているといえます」とも<sup>18)</sup>。

イギリスに眼を転じると、ワーズワースやシェリーも寄稿したことがあるスコットランドの著名な雑誌『ブラックウッド・マガジン』の一八七二年九月号に、赤字財政の次に最も重要な問題は教育であるという判断が日本にはあり、政府の義務の一つは人びとを教育することであって、これ以外のことは考慮に値しないと考える「熱狂的な人」(enthusiasis)もいることを知らせる論説が掲載されている。そしてこの論説は、文部省といるのが一八七一年に創設され、それから間がないこと、さらに「同省が処理しなければならなかった深刻で多様な困難のことを考慮すれば、非常にうまくいったと言えよう」と評価している<sup>19)</sup>。この論説は『タイムズ』でも紹介されているが、「学制」発令は一八七二年九月四日(明治五年八月二日)なので、両方の誌紙ともそのことは知らずに掲載している。しかし日本で進行中の教育改革を肯定的に書いていることは確かであった。

また『ブラックウッド・マガジン』の一八七四(明治七)年六月号には、「この六年ほどの間に、日本は文明化された王国へと自己変身を遂げ、ヨーロッパの古臭い君主国のいくつかがよりも多くの面においてもっとはつきりと前進した」と評価する論説が掲載されている。そのように高く評価する根拠として挙げられている事例の中には、「鉄道と電信、造幣局とヨーロッパの教授を雇った教育制度」「駐在あるいは移動であれ、公使の海外派遣」などがあつた<sup>20)</sup>。

イギリスの『タイムズ』が「この時代の最大の驚き」の一つであると称賛したのは、「日本人が西洋の慣習や科学を吸収しつつあるそのスピード」である。いままで文明というのは常に、「太陽のコース」の東から西へと逆のコースを取ってきたが、いまやはるか東洋の諸島で起こりつつある変化は「単なる外面的模倣」ではなく、疑う余地のない「内的変容」であるという。その証拠として挙げられているのは、日本人技術者を工部省のために養成する大学（工部大学校）である。それは英国人教授の管理下にあつて、英語が学術用語として採用されているのである。<sup>(22)</sup>

その頃の日本在住イギリス人新聞人ブラック (Black, John Reddie) は、新学校計画という「この鷹揚な計画には、共感をおぼえずにはおられない」と記していた。政府が教育のことを高く評価していたからである。日本人がこれまで「野蛮人」と思っていた人々と正式の交際を熱心にしてみて、自分たちの置かれている「後進性」を認識したことを示していて、我々を「感動させるもの」がある。そして日本人はこれまで知らなかった制度を「貪欲に研究し始めた」のである。この新計画は多数の生徒を海外に派遣すること以外は「原案にもとづいて着々と実行されつつある」と、ブラックは「学制」に「感動」していた。

また一八七八（明治一一）年に来日したイギリス人旅行作家イザベラ・バード (Bird, Isabella) もまた、「崇高な基準」で計画された「法令」、「全階級の人々が教育を受けられるようにしようとする気高い努力」などが、「きわめて高く評価されるべきである」と称賛していた。<sup>(24)</sup>

## 3

「学制」制定を含めた日本の文明開化は称賛され高く評価はされた。けれども重要なのはその視点である。

それは、欧米文明の「仲間入りをした」ないしは「しつつある」という視点からのものであり、欧米中心主義の考え方が称賛の語句に混じっている場合が多かった。そのことは、日本自体が求めていたことである。そしてまた当然に予測されることであった。

「欧米化」という場合には、日本のキリスト教化ということが大きな関心事になる。当時一般の日本人は、それまでのキリシタン弾圧の影響でキリスト教に恐怖心を抱いていたが、欧米事情に詳しくなった福沢諭吉は、元来「耶蘇の宗教」は「永遠無窮」を目的としているのでその説く所は「常に洪大」であり、「此地球は恰も一家の如く、地球上の人民は等しく兄弟の如くにして、其相交るの情に厚薄の差別ある可からず」と、極めて理想主義的に理解していた。他方、福沢は「甚しきは兇器を携へて界外の兄弟を殺し、界外の地面を奪ひ、商売の利を争ふ」といった西洋列強の現実をよく認識して、<sup>(25)</sup>「今の外人の狡猾慍悍なるは公卿幕吏の比に非ず」「智辨勇力を兼備したる一種法外の華士族と云ふも可なり」と<sup>(26)</sup>といった外国人観の持ち主でもあった。しかし福沢はキリスト教にはまったく別次元のイメージを抱いていたのであった。

イザベラ・バードは、日本への好意的評価はいろいろ残しながらも、日本に「キリスト教を受け入れる機は熟している」というのは大きな「誤り」であると思っていた。かなりの日本人がプロテスタント、カトリック、ギリシャ正教に「改宗」したが、それでも三四〇〇万の日本人が「無神論者」「物質主義者」であり、あるいは「子供じみてくだらない迷信」にのめり込んでいる事実は残っているという。しかし彼女の前提はやはり、日本のキリスト教化であった。日本にかかっている「最も暗い影」は「キリスト教の果実をそれが育った木を移植することなしに確保しようとしている」ことから生じているのであるが、日本がキリスト教を受け入れれば「最も高尚な意味」において、「日出ずる国」「東アジアの光明」となりうるかも知れない。これが、彼女の

著書の結びの言葉であった。<sup>(27)</sup>

次の記事でも、日本のキリスト教化が当然の前提と考えられている。日本が「文明とキリスト教という衣装」を着るに当たっては、「両者の周辺に言わばぶら下がっている汚いボロ布」を拒否できるだけの判断力を持つようになること、また彼ら自身の民族に属するロマンチックで崇高な性質を保持しつつ、それらに「われわれの最善の才芸」をすべて付け加えるようになることを希望せざるをえない。<sup>(28)</sup>これが、以前に送った「学制」記事では「もっと称賛しておくべきだった」との反省の上で書かれた続報の一部分なのである。

この記事はまた、「学制」制定には、「リベラルで賢明な」森有礼公使、およびデ・ロング駐日アメリカ大使、そして「その教養豊かな」夫人の影響が、大きく貢献したに違いないとも述べている。森公使は、「われわれの制度の長所」を素早く感じ取り、文部省創設以前にすでにその情報を政府に提出していたし、岩倉使節団が当地に到着した際に森が彼らを教育局長官に紹介したところ、長官は最大限の関心をもって我々の学校制度に關するあらゆることを詳細に説明したともいう。

アメリカからの森の情報が「学制」に影響を与えたかどうかについては、尾形裕康『学制実施経緯の研究』（一九六三年）の肯定説があるが、井上久雄『増補 学制論考』（一九九一年）の補説三はそれにかなり細かく反論を加え否定している。またこの記事がいくら岩倉使節団訪米時の森の活躍を強調したとしても、「学制」はすでに制定された後の話なので、「学制」に対する森の影響とは何の関係もない。それはともかく、なぜここで何の理由説明もなく駐日アメリカ大使夫妻が登場するのか。日本はアメリカの影響なしには「学制」制定などできないとの先入観の現われであろう。

この記事とは逆に、「この国の状況は絶えず改善されていっている」と評価し、この国の「最善の標識

(signs)」の一つは「知識愛」であると指摘する通信員の記事は、日本の主体的な発展をかなり強調している。日本人は、「彼らの教育の欠陥」を悟り、彼ら自身に頼りきることはしないながらも、「彼ら自身の判断が望ましい」と示していると思われる情報を探りて探し掴もうとしている」というのである。結果は必ずしもいつも満足できるものでなかったとしても、この国の人々は「外国の文化と技術の多くの事例」から教示されて「正義と思慮分別のある政府」を運営することを学習しつつある。<sup>29)</sup>「外国の文化と技術」の影響を受けてであるとしても、「彼ら自身の判断」が望ましいと示している情報を模索しているという表現は、数少ない。

『ジャパン・ウィークリー・メール』が、「江戸」のグレシヤム (Gresham) という人物が *Springfield Weekly Republican* (Jun. 13, 1873) に投稿した「日本教育のペテン (Humbugs)」を紹介したあと、論評を加えている。まず紹介部分によると、グレシヤムは「知識習得」における日本の若者の能力を、わずか数年のうちに江戸に誕生した多数の学校によって立証しようとしている。しかし次には日本の教育行政批判に転じ、教育職で能力を示した人々は、文部省役人たちの「全くの無知」ゆえに「大きな失望」に出会っている。また帝国大学(南校)の行政には、「道徳的な勇氣の欠如」「必要な責任感の萎縮」によって大きな障害が生まれている。グレシヤムの結論の一つは、ノースロップ氏やマレー氏のような「改善された教授法の知識を十二分に持っている人間」が必要であるということである。

以上の意見に対する、日本に比較的好意的であるはずの『ジャパン・ウィークリー・メール』の見解はどうであったか。グレシヤムの結論は「あまりに色が着きすぎで危険なほど刺激的」とは言いながら、しかし彼の見解を長々と引用したのは、その多くは真実だからであったという。重要なのは、教育問題においてはその目的のために選ばれた「外国人助言者」を雇うべきだということである。しかし従来の政府雇い外国人たちが見

つけた大きな困難は、「彼らの日本人上司の頑固さと無能のために彼らは嵌められた足枷の中でしか仕事ができなかった」ことである。日本の伝統や考え方にも正しいことがたくさんあるのは疑うべきもないが、しかし「外国人が最善の助言者」となり得るようなこともあるのである。そして「この見解がまさに当てはまるのは、日本人未踏の知識の分野における教育問題以外にはない」というのが、同紙の結論であった。<sup>(30)</sup>

また同紙が別の記事で、日本人の「知力 (mind)」では、ヨーロッパの言葉や科学の習得はある点を越えることはできないとするのが長い間の「流れ (fashion)」であったが、しかしこの「やや軽率になされた推測が覆される時が来た」と考えられる根拠としているのは、以下のような生活様式の西洋化でしかなかった。授業はあらゆる場合において欧米流の原理で行なわれていて、上級の学校の生徒はマット〔畳〕の上に座る代わりにイスに座って机で勉強するように求められている。江戸の政府に關係する種々の学校では、生徒たちはヨーロッパ風に調理された食事をテーブルで食べ、ナイフとフォークを使っている、という具合である。<sup>(31)</sup>

イギリスの『ブラックウッド・マガジン』の論説が、文明化への日本の自己変身の証拠とした教育制度も、それが「ヨーロッパの教授」を雇っていることが特に重視されたからであった。<sup>(32)</sup>

## 4

日本が西欧の模倣をして「進歩」を遂げた結果、将来においてその欧米を追い越すようになるかも知れない。しかし日本の進歩への称賛が欧米中心主義に立っただうえでのものであるとすれば、そのことは容認できるはずがない。日本の「学制」を含む文明化への評価においても、そのことへの恐れが露骨に表明されることもあった。

『ニューヨーク・タイムズ』のある記事は、「博愛主義者や文明の味方なら誰しも、もちろん日本の進歩を喜んでいゝ」と書き始められている。そして封建制度を廢し議會制度を取り入れたことに満足し「議會は誤解」、地位の高い貴族が古臭い民族衣装を捨て輝かしいズボンを採用し、文明のシルクハットを受け入れているのを歓迎するとも言う。

けれどもこの記事は次のように続く。「ミカドとその国民が我々の立派な習慣を真似ることまでは何も問題ないが、しかし彼らが進歩の過程において我々を追い越し始めたり、我々が彼らに教えたことを生意気にも(imprudently) 改変しようと試みたりするとすれば、それはもうほとんど耐え難いことだ」<sup>33)</sup>。

しかも「心得違いの未開人たち (misguided heathen)」が、実際にそういうことを企てるのではないかという恐れには、十分な理由があるという。そこで槍玉に挙げられているのは、アメリカ駐在森有礼公使の最近の「凶々しい (cool) 提案」である。

森は、日本人の言語として英語を採用すべきだと主張した論者として一般に知られている。この主張は、英米人の間にも非常な関心を呼び起こした。早くも一八七一年の段階で、森が日本政府に対し「漢文の教授を禁じて英語をもってこれに代えるべきである」と建議したとの記事が『ワシントン・イヴニングスター』(一八七一年一月二六日) に掲載されているという。<sup>34)</sup> 一八七二年三月には『ハーパーズ・ウィークリー』が、森駐在公使が日本にアメリカと同様の「無償学校制度」を導入するために熱心に同国の教育制度を研究していることを報じるなかで、次のような誤解も含んだ紹介をしている。現在のところ日本での学校言語は「中国語」であるが、日本人にとっては中国語も英語も外国語なので、彼は「学校言語として中国語に代えて英語を採用することを諦めてはいない」と。<sup>35)</sup>

この段階では、学校で教える外国語としての英語の採用という報道である。ところが『ファー・イースト紙（横濱）』が、「英語と英文学とを日本帝国に導入しようとする日本人の間での動き」が英米で大いに関心を呼び起こしている」と報じる記事になると、様子が一変してくる。「我々の母語がそのうちに彼らの国語となる可能性さえあると言われている」というのである。またドイツ語の採用がドイツ人たちによって熱心に主張されていて、事実、たくさんあるドイツ書店やドイツ語学校などの存在が、ドイツ語が日本で好まれている証拠であるという。この記事に関して『ファー・イースト』は、「そういうことは何も聞いてはいないけれども、文部省が外国語学習を奨励し、日本語を簡略化しようとしていることは間違いない」とのコメントを付けていた。<sup>(36)</sup>

また別の英字紙に掲載された東京在住のグレシャム（Gresham）名の投稿「日本教育のペテン（Humbugs）」（前出）は、日本語を英語と取り替えるという森の「嘲笑された計画」への言及から書き始めていた。<sup>(37)</sup>

「英語採用」に関する森有礼の考え方を詳細に検討した長谷川精一によれば、これから商業を通じて各国と交際していくためには英語が不可欠となり、そのために日本語は「廃止されるべき」のではなく「淘汰される」と考えており、その代わりとしての「簡易英語採用論」であったという。<sup>(38)</sup>そして森は、英語の採用を「諸国家の共同体において独立を維持」するために不可避の方途だと考えていたけれども、日本語を日本人や日本国家のアイデンティティに不可欠の要素ととらえる人々からは「言語的売国奴」などの非難を受けてきたと指摘している。<sup>(39)</sup>

しかし英米人の間では、この「簡易英語採用論」が反発を招いた。先ほどの『ニューヨーク・タイムズ』（Jan. 16, 1873）の記事によれば、森はウィットニー教授に宛てた手紙の中で、英語は文法の点で「腹立たし

いほどに不規則な言語」で、しかも「綴りの仕方が不合理」なので、不規則変化動詞の廃止、複数形の統一、綴り通りの発音など、英語文法の改造修正を提案しているという。

実際に森がエール大学教授の言語学者ウィットニー(W・D・Whitney)に宛てた手紙(一八七二年五月二一日)で確認してみると、英語が自分たちの「最初の選択肢」であるとしつつ、音声表記法における「法則性の欠如」「非常に多くの不規則動詞」といった「障害物」が存在するので、「英語を話す人々の英語習得を非常に難しくし、そして大多数の外国人のやる気を挫いている例外事項のすべて、あるいはその多くを、日本国民の使用のために英語から追い払ってしまう(banish)こと、そして「簡略化された英語」にすることを「提案」している<sup>(40)</sup>。そして改良のための具体例まで挙げているのであるから、「凶々しい」と非難されるのも無理はない。

この「提案」に対しウィットニーは、「一貫した音声表記法に基づいて改良・簡略化された英語」を採用したいという書簡を「たいへん興味をもって」拝読したと儀礼的に答えたあと、こういう提案がなされた「誘引」について分析し、「もちろん日本語や中国語に対する英語の本来的な優越性」という事実があるが、それよりも「先祖伝来の言語を棄てて他言語を採用」したという多数ある事例は、「他の言語を話す人々の文化が優越していることの影響で起こるのが通常」であるということをより重視している。そして貴提案がなされたのも「この世界の現代の政治・社会史における、また文学・科学・芸術の現代文明の進展における、英語を話す民族の卓越性」という事実によるはずであり、そうであれば「英語を母語とする人々によって話されたり理解されたりしているそのままの形で英語を受け入れ、それを新しい日本文化の標準語・古典語とすること」が、ウィットニーが「支持する計画」の第一になると結論づけている。しかしもちろん彼はそのようなことが不可能

であることを十分に認識していたので、同時に、「日本人大衆に対しては、日本固有の言語をより高い文化に達するための手段となすことを求めるのが正義です」と主張していたのであった。<sup>(41)</sup>

現代の文化相対主義の立場からは、どの言語や文化についても「本来的優越性」などということは言えないはずであるが、この言語学者の回答では西欧中心主義が露骨に表現されている。あるいは「最も成功した帝国主義国国民としての自尊心」と「自分たちの『母語』である英語への独善性」である。<sup>(42)</sup>

『ハーパーズ・ウィークリー』は、簡略化された英語の日本語代替案の実現可能性について森がウィットニ教授に意見を求めたことを報じるなかで、「日本人の同意を得たのかどうかは、我々には知らされていない」と当然の懸念を述べている。<sup>(43)</sup>日本人の同意ももちろん不可欠のことであるが、他方、森は確かに、日本には英語がこれから不可欠になるけれども、そのままでは日本には採用できないので「日本国民の使用のために」英文法などの改良を求めているのであり、おまけに現在の英文法は「英語を話す人々の英語習得を非常に難しくしている」とまで言うのであるから、英米人からすれば「余計なお世話」以外の何物でもなかった。現在では英語が世界に広まり、そのために確かに「変形」された文法や発音の英語が、非英語民族・国民の間で使用されるようになってきている。けれども英米人に対し「改良」を求める森の主張とは、全く別次元の問題である。

なかには、「東洋の友人」のために英語の動詞をすべて規則動詞に変え音声表記法を改良するという「英語改革」が「そのうち我々自身によって採用されることは不可能ではない」という驚くべき意見も紹介されているが、次の記事は、アメリカの公人たちが森の質問に回答した書簡（森有礼編集『日本の教育』に所収）を紹介する。<sup>(44)</sup>森を以下のように酷評している。森は自分が「非常に非現実的で向こう見ずな空想家」であることをその教育観で暴露したので、イギリスの我々がその「とっぴな考え（vagaries）」に全く注意を払わなかったこと

を申し訳なく思う必要はない。だいたい、英語を「そのまま (body)」日本に持つていき、そして人々の必要に容易に応じられるように、そこでそれを「いじくり回す (fitter)」というような提案を一人の男が真面目にしたときには、そういう男とはもうそれ以上議論などする必要などまったくくないはずなのに、それに真面目に回答をしたアメリカ人たちは、なんと「親切な寛容性」をもっているものか。<sup>(45)</sup>

結局、森の提案は言うまでもなく日本で実現されなかった。学監D・マレーは、「普通ノ国語」を使わなければ教育は普及しないので「教育ヲ伝フル国語ニ至テハ最変更スヘカラサル」ことで、現在のところ欧州の学術を伝えるために外国語を使用しているのは「一時ノ便宜」のためであると、文部省に報告していた。<sup>(46)</sup>

「進歩」する日本への反発は、日本などまだまだ「進歩」には程遠いという形でも表出されている。日本が紙幣を乱発しているお陰で財政的には他国並みに「安全」に見えるかも知れないが、その他のどの方面においても「あまりにも進歩」しているかと言えは、とてもそうとは思えないというのである。通常の二倍もの費用をかけた無意味な一八マイル(約二九キロ)ほどの鉄道、数校の (a few) 学校、キリスト教の容認、陸海軍の創設などが、これまでに達成された「進歩の総計」である。日本人 (Japs) が、あまりに急いで、あるいはあまりに過激に、「一つの進歩を成し遂げた」と見ることは非常に難しい。もし彼らが本当に他の国民と肩を並べたいと願っているのなら、まず「民衆を教育」して「価値ある人間」に育てなければならぬという。ここで「価値ある人間」というのは、欧米人の考えが「アジアの諸制度に影響を与えて生まれるに違いない大きな変化の真価を認めることができる」人間という意味である。この教育が行なわれるまでは、「国民の無知という重荷は、進歩派の行き過ぎにブレーキをかけるどころではない」、つまり進歩などできるはずがないというのである。<sup>(47)</sup> この記述は、「学制」制定のことなどまったく考慮していない。

もともとは、『The Arnhem Gazette』紙に掲載されたという論文の主たる主張は、いま日本で行なわれている改革、追い求めている進歩は、「無鉄砲」で軽率 (inconsiderate) なるものであり、国民の心を当惑させるか、そうでなければ不安にしがちであるということである。それは「文明の単なる上乗 (varnish) が国に塗られている」だけであって、そういう「まったく馬鹿げたこと」「子どもの戯れ」は、遅かれ早かれ「何か恐ろしい破滅的な危機」を招くであろうと。

さらに、日本には「ヨーロッパの足跡に沿って歩く権利」などまったくなく、もし日本が「西洋文明の優越さ」を達成したいと望むとしても、我々自身がそのために悩まざるをえなかったあらゆる困難に立ち向かうこと抜きには、それを成し遂げることなどできないとも主張されているという。

けれどもこの主張を紹介している『ジャパン・ウィークリー・メール』(一八七二年一月二六日) は、この主張には「真実も少しはある」が「より多くの間違いもある」と反論している。<sup>(48)</sup>

当時、横浜で発行されていた「三大英字紙」とは、いずれもイギリス系の『ジャパン・ヘラルド』『ジャパン・ガゼット』『ジャパン・ウィークリー・メール』であるが、そのうち『ジャパン・ウィークリー・メール』は、他の二紙に比べて日本政府に対し「おおむね好意的」であった。その背景には、日本政府が同紙を購入し欧米各地へ送付するという特別の契約を結んだことがあった。もともとハウエル社主が一八七三年二月に政府へ売り込んだのであるが、これに反応したのが大蔵省事務総裁・大隈重信であった。井上馨と渋沢栄一が大蔵省を辞職するとともに日本の財政難を暴露する政府への建白書を公表したため、対外的にも困っていたからである。<sup>(49)</sup>

その『ジャパン・ウィークリー・メール』の反論によれば、少数の有能な人間が、彼らの周囲の多数の人間

よりも優れた考えを持つていれば、それら多数の人間を進歩の道へ導くことができること、さらには「そうでなければ国民全体が越えなければならない必要な多くの苦勞の段階をすべてひと跳びで取り除き、彼らを前へと運ぶことさえも可能であること」を、歴史は証明しているのである。その例として同紙は、イングランドのアルフレッド大王、ロシアのピョートル大帝、オーストリアのヨゼフ二世を挙げている。

そこで同紙は、この国をよく観察すればするほど、いかなるヨーロッパ流の尺度も適用することはできないと感じるので、現在以上に日本人、彼らの歴史、習慣、天性、そして一般的な思考様式について知れば、我々は賢明にも、次のような結論に達することができるであろうと主張するのである。「日本の政府は、いま大胆に行なおうとしていることを安全に行なうことができる」<sup>50)</sup>「その存在を危うくしつつあるということはない」<sup>50)</sup>。

一八七三年五月に来日し、海軍兵学寮教授を経て帝国大学教授となったチェンバレン (Chamberlain, Basil Hall) によれば、日本政府が教育振興に際して採った指導的理念は、日本人の考え方をヨーロッパ人のそれに「同化」させることであつたが、それができないことも「明らか」であつた。文化の違いがあり日本は西洋世界の仲間には入れないのである。にもかかわらず教育関係者が「この困難に向つて勇敢に戦いを進め」て、しかも全般的に非常にうまくいっているがゆえに、「なおさらに心から賞賛すべき」と思うのであつた。<sup>51)</sup>

日本のある場所 (Fagi) でドイツ語を教えるベルリン出身の教師が『株式新聞』(Börsenzeitung) に投稿した「愉快な」(amusing) 話を、『ニューヨーク・タイムズ』が紹介している。もし Fagi というのが山口県の「萩」であるとするれば、明治三年一月から明治八年一月まで萩中学に在職したドイツ人ヒレル (夫妻) のことなる。<sup>52)</sup>

それによれば、日本人は素早く学習するが、しかし変化が好きで忍耐力はまったく持っていない。それで教師は「頻繁に話題を変えざるをえない」という。しかも良く出来る生徒はすぐに教師から離れていく。例えば「いくつかのドイツ語単語を理解すると、もう江戸へ仕事を探しに行く」のである。このドイツ人教師が「学制」前文の「立身のための教育」ということを知っていたのかどうか分らないが、彼によると、「学校へ行くことが流行」となったのは、「皇帝自身が勉強に熱心となり、江戸政府の役職が、最も高く金で買う人に売られる代わりに、教育のある人へのみ与えられる」ようになったからである。

ドイツ人教師はさらに、「特別の法律」によって教育を普及させた点で政府の「功績」を大いに認めながらも、この努力も「当局側と生徒側双方の忍耐力の欠如」によって、さらに悪いことには「資金の欠如」によって、かなりの程度無駄になる恐れがあると書いている。そして日本人一般に対して、非常に厳しい評価を下している。人びとは「専制政治以外のいかなる政府の形態も理解できない。彼らは、皇帝とその大臣たちによって導入された改革を理解していない。昨年来（一八七二年二月九日）日本で採用されたヨーロッパ風の暦では、冬衣装あるいは夏衣装を着る期間を告げる勅令がないといったこと<sup>(53)</sup>にまで、不平を言っている」。

日本や中国の教育上の前進が欧米諸国への脅威となることを敏感に感じ取る論調が、好意的評価の後に現れることもあった。日本での教育上の動きが中国においても始まれば、それは間もなく起こりそうなことであるが、すぐに日本おけると同じように注目すべき進歩が起こるであろう。その場合、日本と中国との違いの主たるものは「巨大な人口によって引き起こされる影響の大きさ」であり、このことは「恐らくは諸外国における社会・政治問題に与える影響において、現在考えられている以上に強力になるであろう」と<sup>(54)</sup>。

イギリス雑誌のある論説は、日本の文明化と日本人の才能とを認め、同時に「最近のトラブル」が「朝鮮戦

争の問題から派生」したことも認識している。「最近のトラブル」とは、西郷隆盛ら四参議が政府を去った明治六年一〇月の「政変」のことであろう。論説は、近年我々が見てきたあらゆることが「日本人は向上に向けての偉大な才能をもっている」ことを確信させてくれたので、日本が最善の方向にいくと予測している。けれども、日本人が偉大な才能をもち、また「鋭敏な感覚と真剣な信念」とを有し「思慮深く知的である」ことを示したがゆえに、「より悪くなることを懸念せざるをえない」とも言っている。革命を行なった閣僚たちは、我々以上にはるかによく同国人たちを理解する必要がある。そうすれば「隠れた浅瀬や波浪をすり抜けて、それをうまく導くことができるであろう」<sup>(55)</sup>。

ところで「学制」は、条文の上では小学・中学・大学で総計五四、〇二四校を設置することになっていて、しかも小学校の八年間は義務制であった。一八七二年の段階で、これほど大規模な公教育制度を完備した国はあまりなかったもので、「学制」が欧米人に大きな衝撃を与えたのも無理なかった。日本に来て実情を知った学監のD・マレーは、「学制」が外国では「少シク之ヲ誤解スル所ナキニアラス」と文部省に報告しているが、<sup>(56)</sup>「少しの誤解」どころではなかった。「此学制ハモト帝国ノ事情ニ従テ施ス可キ概略ヲ挙ルモノ」なので、その「実効」を見るのは「多年ノ事業」であり、実際には「改補」が必要である<sup>(56)</sup>。しかし当時報道されたのは「学制」という制度であるので、実態までは欧米には知られていなかった。

近代の義務教育制度は北欧諸国で口火が切られている。すでに一八一四年、デンマークでは「全国民に対する初等公教育制度」が発足し、満七歳から堅信礼までが義務で、貧困家庭は無償という先駆的事例があった<sup>(57)</sup>。スウェーデンで初等民衆教育法の制定によって義務教育の基礎が置かれたのは一八四二年であった。しかし一八六二年においても未だ十分なものではなかった<sup>(58)</sup>。フィンランドの最初の小学校法の制定は一八六六年であっ

たが、就学義務化の実施は一九二一年になってからであった。<sup>(59)</sup>

他方、プロイセンでは「地方学事通則」(一七六三年)「一般ラント法」(一七九四年)「初等学校令」(一八四五年)によって、それぞれ子どもに教育(就学を含む)<sup>(60)</sup>を与えない親に対する罰金などが規定されていたが、民衆学校の組織・課題・目的について規定し制度の基礎を確立した「一般的規程」の制定は、「学制」と同年の一八七二年であった。

文明が開化済みのはずの彼らの国においてさえも、実は公教育制度の確立は緒に着いたばかりか、あるいは未だこれからの仕事であった。イギリスでは一八七〇年八月、つまり「学制」のちょうど二年前に「基礎教育法」が制定されたばかりであった。しかし中央教育行政制度の整備、無償制、強制就学、世俗教育などの点で「なお不十分さ」を残していたし、「全ての子どもに、読み、書き、算の十分な基礎教育を与えることは、親の義務である」と謳った一八七六年「基礎教育法」においても、地方の条例による「間接的強制就学」という点で「まだ弱いもの」であったし、工場法教育条項の関係においてもまだ「不徹底」な状況であった。<sup>(61)</sup>

フランスで初等教育の無償を決めた法律の成立は一八八一年六月であり、保護者に対する罰則を伴う満六歳から満一三歳までの義務教育法は一八八二年三月であった。<sup>(62)</sup>

アメリカで義務教育法の最先端を切ったのは、マサチューセッツ州である(一八五二年)。八歳から一四歳までの子どもの就学義務、違反した親への二〇ドル以下の料金を規定していたが、「貧困」を理由とした不就学が認められていた。<sup>(63)</sup>その他、日本の「学制」以前に義務制を採用していたのにコロンビア地区(一八六四年)、バーモント州(一八六七年)、ミシガン州(一八七一年)、コネチカット州(一八七二年)などがあつた。しかし就学義務の規定には「学制」と同様、「抜け穴」も多かったし、罰則の適用もかなり疑わしい状況であつ

た。<sup>(64)</sup>

日本の「学制」についていろいろ論評を加えていた『ニューヨーク・タイムズ』「ハーバース・ウィークリー」のお膝元であるニューヨーク州についてみると、「路上で発見された一六歳以下のすべての子どもは就学証明がない限り浮浪者として扱われる」との規定をもつ義務教育法案が長い間州議会で審議されているという報道が一八七四年三月に見られ、それが遂に可決されたのは同年五月、そして施行は一八七五年一月からであった。同法では、八歳から一四歳まで、毎年一四週以上の初等教育が義務であったが、家庭での就学も認められていた。就学を妨害した雇用主には違反ごとに五〇ドルの罰金が科せられる。<sup>(66)</sup> わずか七年前には、それが価値あることだとは考えられていなかったという事実が世論の急速な成長を示しており、「その成果が大きな関心をもつて注目されている」という。<sup>(67)</sup> 従って日本の状況とほとんど変わりなく、形式的にしる法整備という点では、むしろ日本より遅れていた。

『ハーバース・ウィークリー』には、それまでに、「子どもを守れ」<sup>(68)</sup>「新任女教師」<sup>(69)</sup>「義務教育に関するレポート」<sup>(70)</sup>「公立学校の始業」<sup>(71)</sup>など、一連の義務教育関連の報道がされていた。このように強い関心もたれていた事業において、へ遅れた小島国<sup>(72)</sup>と見くびられていた日本に極めて大規模な形で先行されたと思われたのである。既述の一部の厳しい評価の裏にはこのことがある。しかも日本人(東洋人)に対する蔑視があったとすれば、なおのことである。

これまでに見てきた新聞記事や言辞においても、「靴問題に関する自らの良心との妥協をした国民」<sup>(72)</sup>「地上で最も専制的な国の一つ」<sup>(73)</sup>「Japs」<sup>(74)</sup>「英語を話す民族の卓越性」(ウィットニー教授)などから蔑視観が垣間見えたが、それ以外にも、「極めて特異な人びと」<sup>(75)</sup>「アーモンドのような目をした島国民」<sup>(76)</sup>「(エドでは子どもにも両親

と住所を書いたラベルを付けさせることを命じたというが」そんなことをしても日本人の子どもというのは皆同じように見える」<sup>77)</sup>など、差別的な表現はいろいろあった。

## 5

「学制」発令の一年後から、『ジャパン・ウィークリー・メール』が「日本の教育」と題する論評を九回連載している。無署名であるが、「学制」についてはもちろんのこと日本文化に関してかなり精通している筆者である。同紙はどちらかと言えば日本に好意的なメディアということであったが、「日本の教育制度の欠陥」を指摘し、その治療法を示すことに努力するといっただけあって、<sup>78)</sup>内容には非常に厳しいところがある。

以下、「学制」との関連を見ながら論評内容を検討していく。

初回では、日本人がもしその教育制度が「まがい物 (sham)」ではないこと、そして「教育こそあらゆる進歩の基礎である」と信じているならば、学校を占領している現在の不適切な人間を適切な人間に代えるべきだと主張している。適切な人間とは、「健全な道徳的人格」を第一条件とする外国人教師であり、この国の将来は外国人にかかっているのである。そしてこのことが実行されるまでは、「海外の慈悲深い無知な人間から称賛されている」教育制度も、事実を知る人からの「軽蔑」を止めることはできないのである。

日本人教師は、口を極めて非難されている。酒場や、売春宿、博打場などから直接やってきて、そういった場所の品位 (graces)、言葉、マナーを教室に持ち込んでいたというのであるが、どういふことを指しているのかは分からない。ただその質の悪さの事例として、室内での喫煙、タバコのポイ捨て、生徒へののしり、「馬鹿 (fool)」「アホ (idiot)」「間抜け (stupid)」といった呼称などが挙げられている。こうした点はいくらか

改善されたけれども、現在でもなお、しかるべき状態にはなっていないし、文部省にはそれを改善する義務があるのである。<sup>(79)</sup>

また日本人の役人には、管理職や校長としての適性などとても認められないという。「無知の専制主義」は苛立たしいだけではなく、日本人とその子どもたちには時間と金と努力の浪費である。それを治療する方法は単純で、東京の主たる大学や語学校を有能で忠実な外国人の管理のもとに置くことである。<sup>(80)</sup>

「学制」第四〇章によれば、小学教員には年齢二〇歳以上で「師範学校卒業免状」あるいは「中学免状」を有する者でないとなれなかった。しかしそれはとても無理な条件であったので、第四二章の但書きでは、それは「目的」(「目標」)であり「数年ノ後ヲ待テ之ヲ行フヘシ」となっていた。当初の小学教員にはさまざま人間が採用されていたであろうが、すべて外国人に替えることなど余りにも現実離れた主張なので、これは中学のみを考えていたのかも知れない。「学制」には「外国人ヲ以テ教師トスル学校……之ヲ中学ト称ス」(第三章)という規定があり、発令直後の八月一七日、「外国教師ニテ教授スル中学教則」が制定されていた。

また「学制」には、「外国教師アル校」(第一四章)「外国人ヲ以テ教師トスル学校」(第三二章)「外国教師」(第三五章)「外国教師ノ俸給並ニ外国人ニ係ル費用」(「は」)官ヨリ之ヲ助ク」(第九二章)「外国教師アル中学校」(第九六章)「外国教師アル学校」(第一〇二章)という表現があったが、外国人の校長や管理職は想定されていなかった。

連載論評は、平均的日本人学生には肯定的評価を下しているが、日本行政官に対してはかなりの悪印象を抱いている。外国人教師は意気消沈し疲れても、その生徒たちのなかに彼らの「喜び、日々の励まし、非常に報われた気持ち」を見つけており、日本の極めて謙虚な子どもたちを知識に到達させるまで苦勞の多い道を越

えて導いたこと、そしてこの非常に興味深い人びとの文明化の手助けをしたことを、一つの名誉であると考えられている。たとえその上司たちが、しぶしぶでしか感謝の念を表わさないとしてもである。<sup>81)</sup>

また論評によれば、日本の新しい教育は旧教育とは根本的に違ったものとなるはずなので、新しいタイプの教師が必要となる。未来の日本の学校は、西洋の原理で組織され西洋のモデルに従い、外国の学問や教授法を導入するであろう。旧教師は、生徒が自分で考えることを妨害してきた。自立した思考や研究に対しては「犯罪的 (criminal)」との烙印を押してきた。これまでは暗記と模倣とが若者の教育を構成し、旧教師は注入し質問を禁じてきたが、新しい教師は「引き出し (draw out)」、質問を奨励しなければならない。教師から知識や技術を抜き出して空っぽにしてしまふこと (drain his instructor out) が、すべての生徒の権利である。西洋諸国と同様に日本を飾り立てる人びとの人格と知性を成長させるのに必要な土壌と雰囲気を準備することが、文部省の「名誉と困難」の仕事である。<sup>82)</sup>

ここで指摘されているような新しい教師を養成するために、「学制」に先立つ一八七二(明治五)年五月、東京師範学校が設立され、アメリカ人教師スコット (Scott, Marion McCarrell) がアメリカ式の教員養成を実施していた。既述のように「学制」は、小学校教員にも原則として「師範学校卒業免状」を要求していた。

連載論説が、「新教育制度」の発足以後は大きな注意が払われるようになったと高く評価したのは、「身体教育」であった。生徒の食事は大いに改善され、ヨーロッパ風の衣服が奨励され、多くの学校では政府がそれを供給してきたからであった。しかしまだまだ間違った考えも残っていて、完全に成功したとは言い難いともいう。「衛生法」「公衆衛生」「身体発達」ということがあらゆる側面から調査され、そして「副次的に必要なもの」としてではなく「教育の基本的な一部」として扱われる必要がある。

過去数年の間に「身体の教育」という点では大きな進歩が見られたので、日本のその制度が西洋のあらゆる国のそれと同等のものになるという最終目標が達成されるまで、その進歩が止まったりスピードが落ちたりすることは、想像することすら耐えられない、とまで論説は期待をかけている。<sup>83)</sup>

「学制」の条文における「身体教育」関連の規定としては、「下等小学教科」の中の「養生法講義」「体術」、そして「上等小学教科」の「生理学大意」(追加)(第二十七章)、また「下等中学教科」の中の「生理学」(測量学から変更)、「上等中学教科」の中の「生理学大意」(追加)があり(第二十九章)、また諸学校での必要経費の中の「器械器械ノ入用」(第九三章)、「府県委託金」使途制限の例外の中の「器械書籍体術等ヲ備フル為メ一時融通スルコト」(第一〇〇章)があった。

ところが明治五年九月八日の文部省(番外)「中学教則略並小学教則」によると、「下等小学」には「体術」はなく、第五級第四級第三級に「養生口授」(一週二時)<sup>84)</sup>が規定されたにすぎなかった。「上等小学」の第一級には「生理」(一週一時)があるだけであったが、しかし教則の但書きのような形で「毎級体操ヲ置ク体操ハ一日一二時間ヲ以テ足レリトス」と規定され、使用教科書まで例示されていた。「下等中学」の第六級〜第四級には「生理学」があった。

「学制」の条文では「下等小学」の教科にあった「体術」が、「教則」からは消されている。このことをどう考えれば良いのか。体育史研究の今村嘉雄によれば、「一見体術は単なる制度上の科目として存在したに過ぎないかと思われる」けれども、唱歌のように「当分之ヲ欠ク」(「学制」第二十七章)と明記されたわけではなく、また「学制」の数回にわたる訂正・修正においても削除されてはいないので、「その具体的内容を指示することができなかつたため、毎週三十時の授業のほかで、適宜実施すればよいことになっていたと解すべきである」

という。<sup>(85)</sup>そしてその具体的内容がようやく示されたのは、明治六年五月一九日「小学教則」改正によって「毎級体操ヲ置ク……」の一項が加えられてからであるとされている。<sup>(86)</sup>しかしこの項目は既述のように、すでに明治五年九月八日の「小学教則」の「上等小学」で規定されていた。なお改正教則においても体操は「上等小学」のみにしか記述されておらず、「下等小学」と規定する「学制」との不整合さが現れていた。

とは言うものの、「小学教則」で例示された教科書『榭中体操法図』は、ドイツの運動医学者シュレーパー (Schleber, D. G. M.) の『医学的室内体操』(Äerztliche Zimmergymnastik, 1855) の付録を南校が翻訳したものの、『東京師範学校板体操図』は、メイソン (Mason, Samuel W.) の『Manual of Gymnastic Exercises (1871)』の翻訳であること、また明治七年七月に文部省が教科書として刊行した『体操書』五巻付録一巻の原著は、フランスのヴェルニュ (Vergnes, C.) の『Manuel de Gymnastique (1872)』であることが明らかになっている。<sup>(87)</sup>こうして「学制」以後、西洋の体育が学校教育において広められていったのは事実であり、このことが『ジャパン・ウィークリー・メール』の論評の期待の背景にはあった。

「学制」後、つまり「最近の啓蒙の時代」に、女子のための公私立学校が開校されていった。このことは論評によれば、全国を通じて男子と同じように女子を教育するという「基本計画」によるものであり、そして若い女性のための高水準の学校の設立は、日本女性の地位を向上させ、また女性の諸能力を發展させようとする「心からの願望が勝利したことを示す証拠」(triumphant evidences of a real desire) なのである。

しかし論評者は、現状ではまだまだとして、決して満足はしていない。男女平等といった西洋の考えが広まることを最大の恐怖と感じ、そうした思想は「家庭の平和を壊し、社会や国家を荒廃させる」と思っている。「極端な保守主義者」がまだいるからである。男子のための教育機関に比べ女子教育機関はまだまだ少なすぎ

る。論評者によれば、政府立の女子教育機関が一校か二校、総計しても六校ほどしかないことに気づくとき、驚く以上に「それでいいのか」と悲しいし、外国人としては、男子教育に注がれる努力と女子教育に注がれる努力との間の「あまりの不均衡さ」を理解することなどできないという。<sup>(88)</sup>

男女の区別なく教育しようとする「学制」の姿勢は、前文の「一般ノ人民」の事例を示す割注や第二章の「一般人民」の割注に、それぞれ「婦女子」「婦女」をわざわざ入れていることによく現れている。そして「幼稚小学」は「男女ノ子弟六歳迄ノモノ」を入れ(第二章)、「尋常小学」は「男女共必ス卒業スヘキモノ」(第二章)と定められ、中学も大学も特に別学の規定はなかったため、共学が原則のようであった。海外派遣留学生に関しても性別規定はない。また男子は一八歳以上、女子は一五歳以上のもに「生業ノ間学業ヲ授ケ」という「諸民学校」(第三章)つまり補習学校があったが、それ以外に性別による差が付けられている学校はない。

けれども少し詳しく検討すると、小学の種類の一つに「女兒小学」があった(第二章)。それは「尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ」ところなので(第二章)、「尋常小学」より多くの内容を学ぶ小学であり、事実、男女同一教科の他に女子に対してのみ裁縫や手芸を加えた府県教則も存在したが、この論評が執筆された当時、つまり明治五、六年に設立された女兒小学には、旧藩の系譜を踏んだ「士族層の男女別学の女子教育観」に基づいていることが明らかな特徴があり、そういう意味での「行儀作法や容儀、および裁縫等が課されていた」という<sup>(89)</sup>。

ところで教員に関してみると、「小学教員ハ男女ヲ論セス年齢二十歳以上」(第四章)とか、「小学教員ハ男女ノ差別ナシ其才ニヨリ之ヲ用フヘシ」(第六章)と規定され、教員の男女平等が二度にわたって強調さ

れている。ところがこのような強調は中学や大学、その他の学校の教員にはない。ということは、男女の平等な雇用は小学教員以外では考えられておらず、またそのこととの関連から、中学・大学は男子専用の教育機関として構想されていたと思われる。

実際、「学制」の条文上は「女児小学」以外は男女共学のはずであったが現実には必ずしもそうではなく、また論評者が悲しんでいるように、特に男子のための国公立の中等教育機関に比べて、女子のためのそれは極めて少なかった。『ジャパン・ウィークリー・メール』掲載の統計資料によれば、全国の文部省管轄学校七校の生徒数一三三七名の内訳は、男子一三〇一名に対し、女子はわずか三六名でしかなかった。<sup>90)</sup>

この点、論評者が悲しむのには根拠があった。アメリカでは一九世紀初頭から女子セミナリーが次々と設立されていた。エマ・ウィラード (Willard, Emma)<sup>91)</sup> は、一八一九年にニューヨーク州議会議員を主たる対象に女子セミナリーへの公的援助を求める演説を行ない、女子セミナリーの「利益」として、天性によって男性よりも子どもの教育・養育に適した女性教師の養成をあげていた(「より安価に」という条件も付けられていた<sup>92)</sup>)。そして実際に彼女は、一八二一年にはニューヨーク州トロイに「トロイ女子セミナリー」を設立した。女子中等教育の発展の結果、一八七〇(明治三)年には全カレッジ在学生の二一%は女子であるという現実が生まれていたのであった。<sup>93)</sup>

論評に戻ると、文法中心の英語学習には欠陥が多く時間の無駄であると厳しい批判がなされている。外国語学習に限らず、これまでの連載で提案された改革案が、もし経費の關係で実行できないと言うのであれば、「我々がいま推薦しているものの方が、現在の不合理で無駄の多い制度の下で得られる利益よりも、お金と時間を節約するうえで何倍にも利益が大きいことを肝に銘ずべきある」という<sup>94)</sup>

さて九回シリーズ最後の論評は、日本の古い教育では道徳が非常に重視されていたのに、新公教育制度では道徳教育の規定がほとんどないか全くないのは「驚くべきこと」であるとの指摘から始められている。イギリスの旅行作家イザベラ・バード(既出)もまた、「倫理の教育が全般に欠けていること」と「西洋的手法、文化、考え方を準備のできていない人々に無理強しようといきなり試みていること」の二つを、初等教育制度の「根本的な短所」を見なしていた。<sup>(95)</sup>

最終回の論評は次のように続く。ある「著名な」教育家がウェイランド(Wayland, Francis)の道徳科学(moral science)の翻訳を出版したところ、早いスピードでよく売れたが、実はこの翻訳からはキリスト教神学的な部分は省略されていた。政府高官はこのことを知らずに出版を許可したが、事実を知るに及んで、突然の太政官(Dai Jo Kuan)布告によって道徳の学習はカリキュラムから排除され、ウェイランドなどの教科書も追放された。そしてその数週間後に文部省は、政府立学校の生徒がキリスト教会へ通うことを禁止した。両者の間に何か関連があるかどうかは分からないが、日本の関係当局は、道徳科学に関する外国の教科書を学校から排除することを完全に正当化することができるようになったのである。

しかし論評は単にキリスト教への圧力を批判しているのではない。最終的に主張していることは、「あらゆる宗教に関する寛容」であった。宗教こそが「美德へと奮起させる主たるもの」であることを信じて、政府は特定宗教の保護や宣伝をしてはならないし、政府立の学校は「世俗教育」をすべきであるというへ宗教的自由への尊重であった。宗教は創造主と個々人の魂の問題であるが、倫理は神だけではなく、政府、社会、他の個々人とも関係している。したがって国家は学校で次世代を善良な市民へと育て上げなければならぬが、しかしそのためには「時間と経験と実証された結果とが何が最善であるかを示したシステムを活用」しつつ、

学問と倫理学において行なう必要がある。にもかかわらず日本において「道徳訓練に対する現在の無視が続くならば、その結末は極めて悲惨なものになる」というのであった。<sup>(96)</sup>

以上のような最終回の論評については、いくつか検討し確認すべきことがある。

まず、新教育制度には「道徳教育」に関する規定がほとんど無いか全く存在しないかということである。

「学制」前文の中には「智ヲ開キ」などと共に「身ヲ修メ」という語句も含まれているが、それらは結局のところ「学問ハ身ヲ立ルノ財本」に収斂するのであり、前文全体が道徳・倫理を重視するという雰囲気欠缺していたことは否定できない。しかし、下等・上等小学の教科には「修身解意」が、下等・上等中学の教科には「修身学」があった（第二七章、第二九章）。また明治五年九月八日の文部省番外「小学教則」では、「修身口授」<sup>キヨウギヤク</sup>が下等小学の第八級〜第六級で一週二時、第五級で一週一時規定されていた（上等小学には無し）。しかし、明治六年五月一九日文部省第七六号「小学教則」では、第八級〜第七級で一週一時、第六級で一週二時、第五級で一週一時と時数削減されてしまった（代わりに第八級と第七級で「国体学口授」一週一時が追加される）。

他方、明治五年九月八日の文部省番外「中学教則略」では「修身学」が、下等中学の第二級〜第一級で、上等中学第六級〜第一級の全級で規定されていた。さらに「外国教師ニテ教授スル中学教則」（明治五年八月一七日、同年一〇月一二日改定、文部省番外）においても、下等中学の第四級〜第一級で週二時間、上等中学の全級でやはり週二時間の「修身学」が設けられ、「ウエーランド氏修身学教授本」<sup>モラールサイエンス</sup>などの教科書が指定してあった。

という訳で、「道徳教育」の規定自体は、存在していたのである。けれども、現実に各府県が小学教則を制

定するに際してその多くが「範」としたとされる東京師範学校制定の「小学教則」(明治六年五月)には、独立した「修身」は存在していなかった。また文部省「小学教則」が「修身」教科書の事例として指定した五種類<sup>(98)</sup>には、アメリカのカレッジ程度の翻訳物や未刊行の書も含まれていて、小学校で使用されることは困難であった。

中学に関しては「修身学」が他の教科並みに教えられる規定となっていた。ところが中学というものの自体が未だほとんど存在しなかったのであるから、この規定はほとんど無意味となっていた。小学校の普及を緊急の課題としていた「学制」は、「将来大中学ヲ設ケ」云々(第一〇三章)と、大学や中学の設置は将来のこととしか考えておらず、さらに明治五年一〇月一七日の文部省達第三五号は、中学設立も今日の「急務」ではあるが、国内に教師も無く中学教科の実施も困難であるため、先ずは大学区本部に「外国教師ニテ教授スル中学」を各一箇所設置すると、「学制」の全国二五六校の中学体制からの方針転換を示した(東京、大阪、長崎には既に存在<sup>(99)</sup>)。

従って、この論評が書かれた当時に「学制」の規定上存在した中学というのは、数校の「外国教師ニテ教授スル中学」だけであった。ところが明治六年一月八日、「此中学ノ教則ニ於テハ修身学ノ一科ハ教授スヘカラス」(文部省第二号)と教則の「訂正」が行なわれたのであるから、中学での「修身学」は事実上消えてしまったのである。

中学に代わって明治六年四月二八日に新登場するのが「専門学校」と「外国語学校」であるが(文部省第五七号「学制二編追加」、前者の学科に関しては、わざわざ「神教修身等ノ学科ハ今之ヲ取ラス」(第一八九章)と補足説明がなされていた。また外国語学校の目的は専門学校への入学準備と通弁の養成であったからである

う、明治六年五月三日「外国語学校教則」（文部省第六一号）にも「修身学」などはなかった。論評が特に、「外国の学問や言語が学ばれている諸学校」では「道德の学問には何の配慮も払われていない」とも述べていたのは、このことを指していたと思われる。従って、新教育制度には「道德教育」の規定がないわけではなかったが、初等・中等教育の実態としてはほとんど存在していなかったのである。

後述するように論評の筆者の見解では、公立の学校は宗教教育には関与すべきでない。そうである以上、道德の授業は公立の学校の重要な一部でなければならぬと筆者は言う。一国の若者たちの感受性豊かな良心、そして正邪に関する知識の計り知れない重要性は、いくら強調しても強調しすぎることはないのである。現在の「移行期」の日本にはとりわけ緊急に健全な道德の授業が必要なのである。というのは、外国人たちが美德(virtues)よりも、よりあからずまに、むしろこれ見よがしに演じる不道德(vices)を、現在の日本人たちは模倣しつつかあるからである。悪い面のいくつかは、単に物珍しいというだけで日本人には魅力的なのである。教育は犯罪を減少させる傾向を持っているが、しかし極めて大胆な犯罪者は教育を受けた人間であるということもよく知られている。知識の川はいつも、善と悪、破滅と祝福の二つの流れの中へと注ぎ込んでいく。

日本の維新期の状況をよく知る論評者は以上のように説いて、日本人の道德的品性に破滅的な悪影響が生じないように、何か矯正方法、つまり道德の教育が必要であると主張したのであった。

次の検討事項は、「著名な」教育家が翻訳出版したウエイランドの道德学はキリスト教関係の記述を訳していなかったが、原著のことを政府高官が知るに及んで、翻訳書は「太政官布告」によって追放されてしまったとの指摘についてである。

福沢諭吉が小幡篤次郎から紹介された本を横浜の洋書店を通して六〇部ほど購入し、「修身論」と訳して

「直に塾の教場に用ひ」たのは、<sup>(10)</sup>また『学問のすゝめ』執筆に際して多くの西洋書を参考にしたが、福沢自らが書名を明らかにしたのは、ウェイランドの *The Elements of Moral Science* であつた。<sup>(11)</sup>しかし「著名な」教育家である福沢自身は、同書の翻訳書は出してない。同書を中等学校用に書き換えた簡略版翻訳書が数多くあるなかで、「小学教則」の指定参考書の中の阿部泰蔵訳『修身論』(明治七年)が特に有名である。阿部は福沢の門下生であつた。

そして「小学教則」の五冊をそれぞれ原書と比較検討した松野修によれば、五冊とも「キリスト教関係の記述を全面的に削除している点で共通していた」のである。<sup>(12)</sup>従つて、この点に関する論評の見解は正しい。けれども、もともと外国書の翻訳なので、特定の章節を訳さず省略することは出来ても、全体に散らばっているキリスト教関係の記述をすべて削除することは困難であつたはずである。

このことを阿部泰蔵訳『修身論』で確認してみると、随所に「經典」からの事例が出てくる。例えば「經典ニ曰ク隣人ヲ愛スルコト己ヲ愛スルカ如クセヨト」という具合である。そして誰を隣人と言うか、「疎遠ノ人、外国ノ人、敵国タル者ノ別ナク人類ハ総テ皆我隣人ナリ」と解説されている。<sup>(13)</sup>「自分を愛するようにあなたの隣り人を愛せよ」とは、『新約聖書』「マタイによる福音書」第二章三九節の有名な言葉ではあるが、こういう言い方が『新約聖書』にしか出てこないとは断言できない。しかし次の事例の「曰ク天ノ賜フ所ニ於テ汝ノ月日ノ長カランコトヲ欲セハ汝ノ父母ヲ敬スヘシト聖徒ポールノ言ヘル如ク十誡中ニ於テ特ニ約束ヲ添フルハ独リ此箇条ノミ」<sup>(14)</sup>によつて、「經典」が聖書であることは明白である。<sup>(15)</sup>

また文部省が刊行した『修身論』ではあるが、同書は「人民ノ選挙」に基くアメリカ合衆国の「共和政府」や三権分立の解説書でもある。従つて当時の日本政府にとって不都合極まりないものであつたことはよく理解

できる。けれども、道徳の授業を禁止しウエイランド等の教科書を追放したと論評が指摘する「太政官布告」というのは存在しない。

周知のように文部省が教科書統制に積極的に乗り出すのは一八八〇（明治一三）年に入ってからである。同年八月三〇日、「小学教則」で指定されていた『泰西 勸善訓蒙』の後編・続編を「不穩当」な条項がある甲号教科書の一つとして、また『性法略』を小学校で教授すべき性質のものではない乙号教科書の一つとして文部省通牒で指定し、同年九月一日には阿部泰蔵訳・文部省印行『修身論』も同様に甲号指定した。<sup>(106)</sup>

しかし既述のように、論評当時（一八七四年三月）には、太政官布告ではないが「外国教師ニテ教授スル中学」での「修身学」を禁止した文部省達第二号（明治六年一月八日）が既に出されていた。中学としては実際には、この「外国教師ニテ教授スル中学」しか存在しなかったものであり、その教則ではウエイランドの『修身学』などが指定してあったのであるから、同書などが追放されたと論評が主張していることにはそれなりの理由があったのである。<sup>(107)</sup>

また論評が指摘していた、政府立学校生徒がキリスト教会へ通うことを禁止したという文部省の達も確認できない。ただキリスト教規制に関しては『ニューヨーク・タイムズ』が、文部省の命令によって外国人教員はすべて将来には免許状取得を義務づけられ、いかなるクリスチャン教員も雇用されることはなくなるであろうと予測し、『ファー・イースト』も、無免許やクリスチャンの外国人教師の雇用を禁止する「一九日」の文部省達について報じていて、<sup>(108)</sup> 彼らの間で非常に関心の高い事柄であった。そしてこの達については半分は事実である。「外国教師雇入ニ付心得ノ箇條」に「西教傳教士ヲ学校教師トシテ雇入ヘカラス」が追加され（明治六年六月一四日、文部省第八七号）、さらに公私の諸学校で外国人教師を雇用する場合には「専修ノ学科教授免

状」を調査するとした達がある(同日、第八八号)。しかしクリスチャンの外国人教師の雇用禁止と、キリスト教伝道師の雇用禁止とは、ずいぶん違いがある。

「西教傳教士」の雇用禁止策が、西洋の事情を学んだ田中不二麿(明治六年三月、岩倉使節団から途中帰国。三月二七日、文部省三等出仕)による事、この禁止策に外国人から「疑惑」が生じたことなどが、達の事後の田中と正院との遣り取りとともに倉澤剛によって明らかにされ、この「兼勤禁止政策」の「影響は実に重大だったと察せられる」とも記されている。ただし実際にどれほどの「西教傳教士」が公立学校の教師に雇用されていたかは不明である。

実はこの達第八七号「外国教師雇入ニ付心得ノ箇條」は、同年九月一八日に改訂(番外)され、その際には「西教」が削除されて「傳教士ヲ学校教師トシテ雇入ルヘカラス」となった。『法令全書』の編者は、明治六年六月一四日の文部省第八七号の記述に「九月十八日番外達ニ依リ消滅」と注を付けているが、これでは「西教傳教士」雇用禁止が解除されたという意味になってしまう。この削除改訂は、七月にすでに田中が「内国教導職モ学校教師トナスヘカラサル規則ヲ設ケ彼我ノ別無之様致度」と正院に説明していたように、<sup>(10)</sup>「西教」かどうかを問わず「傳教士」の教師雇用を禁止するという意味である。しかし実際には、公立学校に「西教傳教士」がどれほど雇用されていたか非常に疑問なので、それよりも日本の「傳教士」の雇用禁止こそが目的であったと言えよう。

実際、文部省は同六年八月二八日、学校教師と教導職との「兼勤」を禁止していた(文部省第一一五号)。神官僧侶学校については、その追加二ヶ月後の明治六年五月一四日には早くも学校教育としての宗教教育をほとんど禁止し(文部省第七一号)、さらに九月一五日には「学制」から神官僧侶学校の条そのものを削除した

(第一二二号)。

神官僧侶学校の廃止理由については、キリスト教の黙認(高札撤廃)によってキリスト教主義の学校設置が予想されるが、キリスト教主義学校だけを禁止したのでは諸外国との摩擦が生じるので「学制」から神官僧侶学校の条項を「全部削除して一切の面倒を避けんとした」のではないかという『明治以降教育制度発達史』編者の「想像」<sup>(12)</sup>がある。それに対しては石田加都雄が、キリスト教黙認化(明治六年二月二四日)の以後に神官僧侶学校の規定が追加されている事実があるので、「神官僧侶学校廃止の理由を基督教主義学校の予防におくのはおかしい」「廃止の理由は別にあつた」と指摘して<sup>(13)</sup>いた。つまり学校教育と宗教の分離原則が明確にされ始めたことであり、その通りであると思われる。しかし「学制」から神官僧侶学校が削除された一八七三(明治六)年九月の時点においては、アメリカに教育と宗教の分離の方向性が存在したことは確かであつたが、石田が言うように「教育法規上すでに解決された問題」であつて、欧米ではそれが「近代的教育行政の鉄則」となつていた、わけではなかつた(後述)。

キリスト教伝道ということであれば、私学に着目する必要がある。明治六年八月二二日には「私学雇入外国教師條約文例」が「訂正」されているが(文部省第一一四号)、この「文例」には「西教傳教士」雇用禁止の件は一切出てこない。フェリス女学院の発祥は明治三年であるが、明治六年六月一四日の「西教傳教士」学校教師雇入禁止令(文部省第八七号)以後も、明治八年九月の「エディの学校」(現・平安女学院)、同年一月の同志社英学校など、キリスト教系の私立学校が次々に誕生していったことから見れば、外国紙が心配していた「西教傳教士」雇入禁止令、そして改訂された「傳教士」雇入禁止令の影響は、私学に対しては特になつたのである。

ところでもともと文部省は、「道学」に関しては教部省に任せ自らは関与しないという、教育と宗教の分離を原則として発足していたのである。したがって「学制」に神官僧侶学校の条項を追加し(明治六年三月八日、文部省第三〇号「学制二編」)、学校教師と教導職との兼務を認めていたこと自体が、留守政府の不安定な迷走振りを顕著に示すものであった。

当初、江藤新平は神祇官が「道芸二学」とも担当することを考えていたのであるが、大学本校閉鎖(明治三年七月)の時期の「学校ノ議」では「道学」と「芸学」とを分けて考えるようになり、明治四年七月に文部省が「芸学」(人民教育)担当のために設置されると、自ら文部大輔となった。江藤は他方では「道学」(人民教導)担当のための教部省設置に努力し、明治五年三月一四日、太政官布告第八二号によって神祇省(明治四年八月、神祇官を改称)は廃止され教部省が実現したのである。<sup>(114)</sup>ところが政府内の教部省批判派によって、明治五年一〇月二五日には文部・教部の両省は「合併」された(太政官布告第三三二号)。そして同日から明治六年四月一九日までは文部卿・大木喬任が教部卿を兼任し、文部大輔・少輔も教部大輔・少輔兼任となったのである。ところが教部省は筆頭参議・西郷隆盛などの巻き返して存続し、「むしろ教部省の相対的な勢力上昇をもたらし」ていたのであった。<sup>(115)</sup>(教部省の実際の廃止は明治一〇年一月一日、太政官布告第四号)。

その間に神官僧侶学校が追加されたりしたのであったが、やがて木戸孝允が明治六年七月に帰国することで文部省・教部省の力関係が逆転が生じ、そして一〇月には政変によって教部省の後盾であった西郷が政府を去っていった。<sup>(116)</sup>

そういう経緯があったので、宗教と学校教育とを原則に戻って分離していこうとする文部省達の趣旨は、『ジャパン・ウィークリー・メール』に掲載された「日本の教育」最終回が結論として求めていた「世俗教育」

ないし「宗教的寛容」の立場からすれば、大いに歓迎すべきこととなる。この論評は、宗教の授業はすべての公立学校において禁止されるべきであり、日本においても「神学の授業というは、それが神道であれキリスト教であれ、政府の領域の完全に外側で行なわれるべきである」と主張し、さらには「合衆国の公立学校において義務として聖書を読むことが無くなる日の来ること」を望むとまで述べている。

この主張は『ジャパン・ウィークリー・メール』の編集者にとってかなり衝撃だったらしく、本紙の立場は「貴重な寄稿者の見解とは明確に距離を持っていく」けれども、「我々の間の違いを良心の問題として記録しておく」ため、あえて原文のまま掲載するという編集者の注を付けている。編集者にここまで言わせ、その「個人的体験」のゆえに貴重であった寄稿者とは一体誰だったのであろうか。実はこの注によって、九回シリーズの筆者は複数だったのではなく「一人のアメリカ人」であったことが分かった。とすればそれは、明治三年から福井藩明新館で理化学教師を務め、明治五年に文部省から招かれ南校のお雇外国人教師となっていたグリフィス (Griffis, William Elliot) と「ごう」ことになる。というのは、このシリーズの第七回「女子教育」は、グリフィスの代表的著書『ミカドの帝国』の第一八章「女性の地位」と同一だからである。このシリーズには政府や文部省に対する厳しい批判も含まれているので、立場上、無署名にせざるをえなかったのではないか。そういう批判とは無関係の「日本の子どものゲームとスポーツ」は、署名入りで同紙に掲載されていた。<sup>(18)</sup>

グリフィスと編集者との間の見解の相違は、アメリカ人とイギリス人との間の相違であった。すでに合衆国憲法修正第一条（一七九一年）は、「国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律」などは制定できないと謳っていた。グリフィスはこの宗教と政治・教育の分離の原則を支持し、「この純粹に政治的な道具」つまり憲法の中においては、宗教、あるいは神の名前さえも決して承認しようとしなかった起草

者たちに絶大なる賞賛を与えている。しかし『ジャパン・ウィークリー・メール』の編集者は国教会をもつイギリス人であったので、それはおよそ同意できないことだったのである。

ではそのグリフィスがどうして「合衆国の公立学校において義務として聖書を読むことが無くなる日の来ること」を望む必要があったのか。それは当初は、合衆国憲法修正第一条は連邦議会のみにも適用されると考えられていたからである。政教分離が州レベルにも適用されていく端緒が開かれたのは、一八六八年に確定された修正第一四条第一節によってであった。けれども連邦最高裁判所の判例によって修正第一条の宗教条項が「すべての合衆国市民の信教の自由を保障する具体的な規定としての意味を持つ」ようになったのは、ようやくにして一九四八年になってからのことであった。<sup>(19)</sup> しかも公立学校から聖書を排除することは、現在においてさえ決して容易なことではない。一九九九年には逆に聖書支持派によって、進化論がオクラホマ、ケンタッキー、ミズーリ、イリノイ、カンザスの五州の公立中・高校のカリキュラムから排除されるという事態も起こっている。<sup>(20)</sup>

ところでグリフィスとは、「ラトガース・カレッジ入学前から牧師になることを天職と思っていた」人物であった。<sup>(21)</sup> 卒業後一八六九年にニューブランズウィック神学校に入学したが、福井藩から来日を請われた。一度は断った。何しろ例のフルベッキ (Verbeck, Guido Herman Fridolin) でさえ「この国では、誘惑は実に恐ろしいものであり」「事実、牧師や宣教師以外には、墮落しなかった人は、殆ど無い有様です」と考えていたのであり、日本行きについて保険会社に相談したところ「日本のような未開な国へ行くには、余程の高額の保険金の払いこみをしなければならない」と、相手にされなかったほどだったのである。しかし最後には妹マーガレットへの手紙に書いているように、「神からの招聘の故に」「義務として、彼の地で福音を説くことを第一目

的にして来日したのである。<sup>(12)</sup>

そして福井藩校時代においても、新築洋館に住み込ませた優秀な少年数人に聖書の講義と賛美歌を教えた。<sup>(13)</sup>一八七四年一月二一日付の日本人信徒に対する書簡で述べられているように、彼は「日本が完全にキリスト教化されるべきとき」を待ち望んでいたのだから、しかしそれまでは欧米の宗派主義的活動を持ち込むことを強く否定していた。日本は欧米と違って「同質的な」民族であると思っていたからである。<sup>(14)</sup>そして同年七月に帰米後、一八七五年にニューヨーク市のユニオン神学校に再度入学して、牧師への夢を実現したのである。

ではそういうグリフィスが、日本の学校で宗教の代わりに道徳教育の内実として求めていたものとは何であったのだろうか。それは、「ナザレのイエス」の倫理であった。イエスはローマ帝国の人里離れた地域、ナザレ（現イスラエル北部）で育ったが、そこで人々に教えたイエスの倫理は極めてコスモポリタンなもので、イエスを崇拜しない、あるいはキリスト教を受け入れない諸外国の多くの人びとによっても尊敬され実践されてきたという。日本の学校でその倫理が教えられる場合のテキストとしては、独断的なものは避け、聖書からの引用やイエスの言葉が倫理的教訓をうまく説明し例示し補強するために使われているものを採用すべきである。

そういうテキストの最善の例としてグリフィスが推薦していたのが、ヘイヴン（Haven, Joseph）やヒコック（Hickok, L. P.）のものであった。「英ヘーブン氏修身学」や「英ウエーランド氏修身学」は「外国教師ニテ教授スル中学教則」（明治五年一〇月二二日）における指定教科書であったが、既述のように明治六年一月八日にこの中学では「修身学」が禁止された。ヒコックは、文部省「小学教則」（明治五年九月八日）で指定されていた算作麟抄訳『泰西勸善訓蒙』続編の原著者であった（注〔98〕参照）。しかしこの書は既述のように明治一三年八月三〇日、「不穩当」教科書の一つに指定された（ウエイランド著、阿部泰蔵訳『修身論』は九

月一日に指定)。

日本官教の自己課題を背負うグリフィスが、「太政官布告」によって(これは文部省達の誤解)ウエイランドやハイヴンらの教科書が追放されたと非難していたことと、学校での宗教教育を批判しあくまで世俗教育(道徳の教育)を主張することとの辻褄が合ってくる。日本がいま必要としている、真理・貞節・実践的善行といったキリスト教の美德は、彼らのテキストに完璧な形で示されており、日本人はキリスト教を受け入れることなしに、学校でキリスト教倫理の授業を行なうことができる、グリフィスは論じていた。

最後に、グリフィスが公立学校での宗教教育禁止と同時に主張していたもう一つの重要な事項、つまり「宗教的寛容」に着目する必要がある。彼は、「あらゆる宗教を容認し、いかなる宗教に対しても保護や宣伝をしないということが、啓蒙された政府の本来的な義務である」と主張していた。市民が国の法律に従うのであれば、政府はいかなる人の宗教も追及したり干渉したりすべきではないとも述べている。そして日本においても「神学の授業というは、それが神道(Shinto)であれキリスト教であれ、政府の領域の完全に外側で行なわれるべきである」(前出)とも論じていた。ここであえて「神道」という言葉が使われていることから、グリフィスは日本政府には文部省とは別に教部省が設置され、国家が宗教と結びつこうとしていたことを認識していたのではないかと推測することができる。つまり一般的に政教分離を論じていたのではなかったということである。

慶応四年に祭政一致のため復興された神祇官は、明治四年八月八日に神祇省と改称されたが(太政官布告第三九八号)、既述のように明治五年三月一日には廃止されて新たに教部省が設置された(太政官布告第八二号)。教部省は民衆教化のための官庁であった。そして教部省の教導職に与えられた国民教化の基本大綱「教

則三條」(教部省達無号、明治五年四月二八日)の第一条は「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」であり、この「教則三條」に基く人民教導方法の報告を求める教部省達(明治五年四月二九日)が示すように、教導職には神官および各宗派の僧侶が充てられたのであった。

教部省は明治一〇年一月一日に廃止され、その事務は内務省に引き継がれた(太政官布告第四号)。そして明治三三年四月二六日には内務省の社寺局は宗教局に改称されて各種宗教を管理し、また別に神社局が設けられて(勅令第一六三号)、神祇崇敬あるいは祖先崇拜としての「国家神道」、つまり宗教ではない「国家神道」が第二次世界大戦敗戦まで継続したことは周知の通りである。

島蘭進は、近代日本の宗教の二重構造、つまり「国家の精神的秩序という枠」を形成した「国家神道」と「人々の救いや生死や私的日常生活」に関わる諸宗教の二重構造の存在を指摘したが、その場合の「国家神道」については、単に「国家に管理された神社神道」という狭い概念ではなく(この場合、神社神道は「宗教」ではなく国家の「祭祀」と考えられた)、天皇を「聖」なるものとし国家が主導権をもって「広く国民に天皇崇敬や国民道徳の実践を求めるもの」という広い概念を採っている。そういう意味の「国家神道」の普及には「学校・軍隊・戦争・祝祭日・イベント・メディア」などが神社と並んで利用され、なかでも大きな役割を果たしたのが学校であった。<sup>(126)</sup>

国家神道はまさに「その宗教性が否定されることよってのみ、宗教としての機能(国民統合のイデオロギ―)を果たしうる」という「奇妙な位置」に置かれていたと言えるのである。<sup>(127)</sup> 帝国憲法が条件付きながらも国民の「信教ノ自由」を保障し(第二八条)、有名な文部省訓令一二号(明治三三年)「一般ノ教育ヲ宗教外ニ特立セシムル件」が示したように学校教育においては宗教との分離が建前とされながら、その学校教育において

とりわけ国家神道は貫徹され、日本特有の二面性・欺瞞性が生き続けていったのである。

ま と め

本稿では、「学制」および「学制」下の日本の教育について外国人たちがどのように評価していたのかを検討し、主として以下の四点について論じた。今後なお対象とする外国紙を増やし、本稿でまとめた内容に変更を加える必要があるかどうか確認作業を行なっていく予定である。

一 「学制」は外国人たちからまずは「称賛」を受けていた。

二 しかし評価の視点は当然のことながら「欧米中心主義」であった。

三 そのことと関連して、遅れた日本が文明化・欧米化した結果、欧米を追い越すかも知れない事に対しては強い反発が存在していた。

四 横浜で発行されていた英字紙『ジャパン・ウィークリー・メール』の九回連載論評「日本の教育」は、鋭く「その欠陥」を追及している。筆者はかなりの日本通であることが推測できる。論評内容を「学制」下の事実と比較検証すると、該当する事実が確認できる場合と確認できない(間違っている)場合も含まれている。しかし外国人がどのような点に関心を抱いていたかがよく分かる。連載の筆者は、宗教の授業はすべての公立学校において禁止されるべきであり、それは国家の領域の完全に外側で行なわれるべきだと主張していた。さらには「合衆国の公立学校において義務として聖書を読むことが無くなる日の来ること」を望むとまで述べている。この主張に付けられた雑誌編集者の注によって、筆者は政府お雇い教師のグリフィスであ

ると判断することができる。彼の「宗教的寛容」の主張は、日本が文部省とは別に教部省という宗教的官庁を設けていることを認識し、日本が国家と宗教とを結合する方向へ進んで行きつつあることに対して警鐘を鳴らしていたと言える。

注

- (1) 渡辺京二『逝きし世の面影』葦書房、一九九八年。二二五頁、一〇六頁、四八〇頁、三四一頁など参照。
- (2) *The Far East*, Aug. 16, p. 72. 頁数は、雄松堂出版復刻版（一九六五年）による。
- (3) *The Japan Weekly Mail*, Oct. 26, 1872, (p. 689). 頁数は、エディシヨン・シナプス社復刻版（二〇〇五年）による。この記事は『ジヤパン・ヘラルド』からの転載。また *The Times*, Dec. 17, 1872, p. 10 に転載。
- (4) *Harper's Weekly*, Feb. 1, 1873, p. 98. 頁数は、本の友社復刻版（二〇〇四年）による。
- (5) *Ibid.*, Mar. 8, 1873, p. 195.
- (6) Japanese Education, *The New-York Times*, Mar. 15, 1873, p. 9.
- (7) 建前と実際の使い分け、二面性という指摘は、日本の現在の義務教育においても当てはまる。法令上、義務教育段階における各学年「修了」や「卒業」については、アメリカやドイツ・フランスなどと同様にいわゆる「課程主義」を採りながら（「学校教育法施行規則」第五七条）、実際には原級留置者や義務教育非修了者は「温情」のためかほとんど存在しない。文部科学省『学校基本調査報告書』においても、「長期欠席者」「就学猶予・免除者」の項目はあっても、「原級留置者」や「義務教育非修了者」の項目はない。また不登校児童生徒急増への対応策として「中学校卒業程度認定試験」および「高等学校卒業程度認定試験」（旧大検）の受験資格が柔軟化されたため、義務教育における家庭就学を認めていない「学校教育法」と実際との間に乖離が生じている。
- (8) 1873, *The Japan Weekly Mail*, Jan. 17, 1874, p. 46.

- (9) W・E・Griffis, *The Mikado's Empire*, Harper&Brothers, 1877, p.563.
- (10) *Ibid.*, p.573.
- (11) *Ibid.*, p.572.
- (12) Japanese Education, *The New-York Times*, Mar. 15, 1873, p.9.
- (13) Progress in Japan, *The New-York Times*, Apr. 2, 1873, p.4.
- (14) An American Superintendent of Education in Japan, *The New-York Times*, May 10, 1873, p.7. マレーのスピーチの詳しい要約は、吉家定夫『日本国学監ティビッド・マレー』(玉川大学出版部、一九九八年)に記載されている。ここでは、「日本の制度の長所をも謙虚に学んでくる」との決意も語られている。「今日、日本を新たな時代に導いている政治家達を輩出した教育体制の機構」<sup>(1)</sup>「そこから育った青年達が我が国の教育機関に送り込まれ、鋭い洞察力と才能と向学心でアメリカの一流の学生と凌ぎを削っている」<sup>(2)</sup>「かくも礼儀正しく道義心に富み勤勉な模範生になる生徒がどのようにしてつけられるのか」を調べてきたいと(一一二頁～一二三頁)。日本からも学ぶとする姿勢は、第三節でみる欧米中心主義の論調のなかで注目すべきである。
- (15) 箕作・権大内史翻訳。早稲田大学蔵「大隈文書」(A4203)。
- (16) Education in the East, *The New-York Times*, May 25, 1875, p.6.
- (17) The Spread of Education in Japan, *The New-York Times*, Dec. 28, 1875, p.1.
- (18) 高谷道男編訳『ヘボン書簡集』岩波書店、一九五九年、二七四頁。
- (19) Japan, *Blackwood's Edinburgh Magazine*, Sep. 1872, p.382.
- (20) Japan, *The Times*, Sep. 5, 1872, p.8.
- (21) The Romance of the Japanese Revolution, *Blackwood's Edinburgh Magazine*, June 1874, p.710. 事例の最初には「国家評議会(State Councils)と枢密院(Privy Councils)」が挙げられている。当時の太政官制度がこのように表現可能であるか疑問であるが、補足説明の「委員会に分割された下院(a house of representatives)」というのを見

れば、明らかな誤解であることが分かる。太政官は代議制の制度ではない。

- (22) *Progress in Japan, The Times*, May 30, 1876, p. 4.
- (23) J・R・ブラック、ねずまろし・小池晴子訳『ヤング・ジャパン③』平凡社、東洋文庫、一九七〇年、二二七頁～二一八頁。
- (24) 時岡敬子訳『イザベラ・バードの日本紀行・下』原著、一八八〇年、講談社学術文庫、二〇〇八年、三八六頁、三九四頁。
- (25) 福沢諭吉「文明論の概略」『福澤諭吉全集④』岩波書店、一九五九年、一八九頁～一九〇頁。
- (26) 同前書、二〇〇頁。
- (27) 前掲、『イザベラ・バードの日本紀行・下』三六一頁～三六二頁、四〇五頁。
- (28) *Progress in Japan, The New-York Times*, Apr. 2, 1873, p. 4.
- (29) *Japan, The New-York Times*, Dec. 6, 1873, p. 3.
- (30) *Education in Japan, The Japan Weekly Mail*, Aug. 2, 1873, pp. 545-546.
- (31) *The Japan Weekly Mail*, Jan. 17, 1874, p. 46.
- (32) 既出。*Blackwood's Edinburgh Magazine*, Jun. 1874, p. 710.
- (33) *A Modest Proposal, The New-York Times*, Jan. 16, 1873, p. 4.
- (34) 『林竹二著作集・2』筑摩書房、一九八六年、一八頁。
- (35) *Harper's Weekly*, Mar. 23, 1872, p. 227.
- (36) *The Far East*, Sep. 2, 1872, p. 84. 頁数は、雄松堂出版復刻版（一九六五年）による。なおこの記事は『ハーバース・ウィークリー』に依拠する形になっているが、原記事を確認できない。
- (37) *The Japan Weekly Mail*, Aug. 2, 1873, p. 545.
- (38) 長谷川精一『森有礼における国民的主体の創出』思文閣出版、二〇〇七年、二二九頁～二四〇頁。

- (39) 同前書、二五〇頁。
- (40) 「ホイットニー宛書簡」大久保利謙編『森有禮全集①』宣文堂書店、一九七二年、三〇九頁、三〇八頁。
- (41) On the Adoption of the English Language in Japan, June 29, 1872. 前掲、大久保利謙編『森有禮全集③』四一四頁〜四一六頁、四二二頁。翻訳文は、尾形裕康『学制実施経緯の研究』(校倉書房、一八六三年)に所収。
- (42) 長谷川精一、前掲書、二四九頁。
- (43) Harper's Weekly, Feb. 15, 1873, p. 139.
- (44) The Far East, Sep. 2, 1872, p. 84.
- (45) The Japan Weekly Mail, Jul. 19, 1873, p. 509. この記事は、英誌『フェニックス』に掲載されたものとされているが、該当期間の号で確認できなかった。むしろ同誌には、「日本人の愛国心とアメリカ人の知性の高貴な証言」であると評価する森有禮『日本の教育』の書評が掲載されており、「特に精読に値する」回答として、D・マレーとW・D・ホイットニーの二通が挙げられている。The Phoenix, Mar., 1873, p. 151. 頁数は、雄松堂書店復刻(一九六七年)による。
- (46) 「学監申報」『文部省第一年報』明治六年、一四三葉。
- (47) Views of Japan, The New-York Times, Jul. 7, 1873, p. 5.
- (48) Returns in Japan, The Japan Weekly Mail, Oct. 26, 1872, p. 691.
- (49) 拙稿『「学制」(明治五年) 公布の財政的背景―文部省定額金問題を中心に―』桃山学院大学『人間科学』第三六号、二〇〇九年三月、参照。一八七三年一〇月一三日に正院は、毎号五〇〇部を欧米各地へ送付する代価として年五〇〇〇円、郵送料四六八円を同社へ支払う契約に調印するように大隈に命じた。しかしこの契約は、他紙が気づいて批判し始めたこと、日本の台湾出兵(一八七四年五月)を同紙も他紙同様に非難したことが理由となって、一八七四年二月二五日号で打ち切りとなった(浅岡邦雄「ハウエル社主時代の『ジャパン・メール』と明治政府」横濱開港資料館・横浜居留地研究会編『横浜居留地と異文化交流』山川出版社、一九九六年、三〇〇頁〜三〇三頁)。

- The Japan Weekly Mail* (エディション・シナプス社復刻版、二〇〇五年) 第一回配本別冊付録、斎藤多樹夫「解題」五頁～七頁)。
- (50) Reforms in Japan, *The Japan Weekly Mail*, Oct. 26, 1872, pp. 691-692.
- (51) 高梨健吉訳『日本事物誌①』初版一八九〇年、平凡社、東洋文庫、一九六九年、一六五頁～一六六頁。
- (52) 山口県教育会編『山口県教育史』一九八六年、二一六頁、二七四頁。
- (53) Education in Japan, *The New-York Times*, Jun. 4, 1874, p. 2.
- (54) Education in the East, *The New-York Times*, May 25, 1875, p. 6.
- (55) The Romance of the Japanese Revolution, *Blackwood's Edinburgh Magazine*, June 1874, p. 712.
- (56) 「モルレー申報」『文部省第一年報』明治六年、一四六葉。
- (57) 梅根悟監修『世界教育史大系⑭北欧教育史』講談社、一九七六年、三〇四頁。
- (58) 同前書、一七九頁、一八三頁。
- (59) 同前書、二四一頁～二四二頁。
- (60) Röhne, Ludwig von, *Das Unterrichts-Wesen des Preussischen States*, Band 1, 1885, Böhlau Verlag, 1990, S. 66, S. 320, S. 104.
- (61) 大田直子『イギリス教育行政制度成立史』東京大学出版会、一九九二年、二二〇頁、一七一頁。
- (62) 梅根悟監修『世界教育史大系⑩フランス教育史Ⅱ』講談社、一九七五年、二一九頁～二三〇頁。
- (63) Massachusetts Compulsory School Law of 1852, Sol Cohen ed., *Education in the United States, A Documentary History*, vol. 2, Randam House, pp. 1115-1116.
- (64) 梅根悟監修『世界教育史大系⑰アメリカ教育史・Ⅰ』講談社、一九七五年、二二二頁、二二五頁。
- (65) *Harper's Weekly*, Mar. 7, 1874, p. 219.
- (66) New York's Compulsory School Law, 1874, Sol Cohen ed., *ibid.*, p. 1116.

- (67) *Harper's Weekly*, Dec. 5, 1874, p. 991.
- (68) *Ibid.*, Feb. 22, 1873, p. 146-147. 四歳児までが働いているタバコ工場の児童労働などの実態から、「子どもの適切な教育こそ国家の最も緊急の責任事 (care)」と訴えている。
- (69) *Ibid.*, Sep. 20, 1873, p. 817. 一面トップにイラストを掲げ、南北戦争終結時には「有色の子どもたち」を教えるに南部諸州にまで行つた一群の教養ある婦人たちの例などを紹介しつつ、「我々の教育制度の最も好ましい特徴」と讃えている。
- (70) *Ibid.*, Jan. 17, 1874, pp. 50-51. ニューヨーク市政改革評議会文教委員会議長 Dexter A. Hawkins の報告書の紹介。義務教育の必要性を主として犯罪との関連から主張。それによれば、例えば一八六七年〜六九年のフランスでは、住民の半分は読み書き不能で、逮捕された人間の九五%、有罪判決を受けた人間の八七%が、この半分の住民の中から出ていた。他方、アメリカ・ニューイングランド六州では、読み書き不能は一〇歳以上住民のわずか七%でしかないが、この少数者の八〇%が犯罪に関係していたという。
- (71) *Ibid.*, Sep. 19, 1874, pp. 769-770. 一面トップ・イラスト入り。アメリカの空が一番輝き、ヨーロッパの気候では見られない森々が黄金そして紫に色づく秋の日々、子どもたちの集団がまた公立学校に集まってくる、と秋の風物詩を伝えている。南部諸州は共通の知性と人間性が無いために滅びつつあり、民衆教育を最も必要としている。北部諸州ではローマンカトリックの僧が唯一の危険な敵である。
- (72) *The New-York Times*, Mar. 15, 1873, p. 9.
- (73) *The New-York Times*, Apr. 2, 1873, p. 4.
- (74) *The New-York Times*, Jul. 7, 1873, p. 5.
- (75) *The New-York Times*, Mar. 15, 1873, p. 9.
- (76) *The New-York Times*, Jan. 16, 1873, p. 4.
- (77) *Harper's Weekly*, Jan. 31, 1874, p. 103.

- (78) *The Japan Weekly Mail*, Nov. 22, 1973, Education in Japan, p. 836. このシリーズを使った先行研究に、梶山雅史「御雇教師グリフィスの見た明治初年日本の教育」坂田吉雄・吉田光邦編『世界史のなかの明治維新』（京都大学人文科学研究所、一九七三年）があるので、本稿では「学制」に直接・間接に関連した記述に焦点を絞って紹介する。  
ハジメトキ。
- (79) Foreign Teachers, *The Japan Weekly Mail*, Nov. 22, 1873, pp. 836-838.
- (80) Native Officials, *Ibid.*, Dec. 6, 1873, pp. 876-877.
- (81) Japanese Students, *Ibid.*, Dec. 13, 1873, pp. 895-897.
- (82) Native Teachers, *Ibid.*, Dec. 20, 1873, pp. 916-917.
- (83) Physical Training, *Ibid.*, Jan. 24, 1874, pp. 60-62.
- (84) 明治六年五月一九日の文部省第七六号「小学教則」では、第三級の「養生口授」は「一週一時」に減らされてゐる。
- (85) 今村嘉雄『修訂十九世紀に於ける日本体育の研究』第一書房、一九八九年、八三三頁～八三四頁。
- (86) 同前書、八三四頁。
- (87) 同前書、八三五頁～八三六頁、八四二頁、八四三頁～八四四頁。
- (88) Female Education, *The Japan Weekly Mail*, Feb. 7, 1874, pp. 99-102.
- (89) 高野俊『明治初期女児小学の研究』大月書店、二〇〇二年、九〇頁、六〇頁。
- (90) Statistics of Schools under the Immediate Control of the Educational Department, *The Japan Weekly Mail*, Feb. 21, 1874, pp. 146-148.
- (91) 青木輔清編訳『小学教諭 民家童蒙解』後編卷三・四の原著、Morris for the Young の著者。注(98)参照。
- (92) Sol Cohen ed., *Education in the United States. A Documentary History*, vol. 3, Randam House, pp. 1573-1580.
- (93) Lee C. Deighton (ed.), *The Encyclopedia of Education*, 1971, The Macmillan Company & The Free Press, p. 561.

- (94) The Study of the English Language, *The Japan Weekly Mail*, Feb. 21, 1874, pp. 144-146.
- (95) 前掲、『イザベラ・バードの日本紀行・下』三九三頁。
- (96) Moral Training, *The Japan Weekly Mail*, Mar. 7, 1874, pp. 184-186.
- (97) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第一巻修身・一』講談社、一九六一年、一〇頁。
- (98) 文部省「小学教則」では「民家童蒙解」「童蒙教草」「勸善訓蒙」「修身論」「性法略」等としか例示されていない。これらについては既に多くの先行研究があるが、「民家童蒙解」に関する多くの先行研究の間違いも訂正されて、現在この五冊の翻訳者・正式書名・刊行年、原著の著者名などが明らかになっている(高祖敏明「明治初期翻訳教科書に関する一考察―青木輔清編『小学教諭 民家童蒙解』の原書をめぐって―」『上智大学教育学論集』第一巻、一九七七年三月。高祖敏明「文部省『小学教則』(明治5年9月)の『民家童蒙解』『教育学研究』第四四巻第一号、一九七七年三月。松野修『近代日本の公民教育』名古屋大学出版会、一九九七年、四五頁、その他参照)。
- \* 青木輔清編訳『小学教諭 民家童蒙解』(初編、明治七年、初編後編、明治九年)。初編は和漢洋修身書から引用した書き下ろし、後編巻五は修身書・経済書からの抄訳、後編の巻三・四の原著は、Emma Willard, *Morals for the Young*, 1857.
- \* 福澤諭吉訳『童蒙をしへ草』(明治五年)。原著は、Chambers, R., ed., *The Moral Class Book*, 1872.
- \* 箕作麟抄訳『泰西 勸善訓蒙』(前編、明治四年、後編、明治六年、続編、明治七年)。前編の原著は、Bonne, C., *Cours élémentaire et pratique de morale pour les écoles primaires elles classes d'adultes d'après le nouveau programme de l'enseignement spécial secondaire*, 1867. 後編は Winslow, H., *Elements of Moral Philosophy*, 1866. 続編は、Hickok, L., *A System of Moral Science*, 1868.
- \* 阿部泰蔵訳『修身論』(明治七年)。原著は、Wayland, F., *Elements of Moral Science*, 1835.
- \* 神田孝平訳『性法略』(明治四年)。ライデン大学でのフィセリング (Vissering, Simon) 「自然法」講義の翻訳。
- (99) 神辺靖光『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』(多賀出版、一九九三年)では、「外国教師ニテ

教授スル中学」は「まもなく廃止されるが」として（二七一頁）、明治五年一〇月一七日「文部省布達三〇五号」が注記されている。しかしこの文部省三五号の内容は、同書でも紹介されているように「外国教師ニテ教授スル中学」は八校だけに限定し、これまでの府藩県の洋学校は期限つきで廃止するということである（二〇七頁）。しかし現実にはこの布達による「影響はそれ程強くはなかった」（二三〇頁）。

(100) 緒言「童蒙教草」『福澤諭吉全集①』岩波書店、一九五八年、四八頁。

(101) 「学問のすゝめの評」前掲書、四〇頁。

(102) 松野修、前掲書、九〇頁～九二頁。

(103) 前掲、海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第一巻修身・一』三四〇頁。

(104) 同前書、三六七頁。

(105) もともと「汝ノ父母ヲ敬スヘシ」は、モーゼの十戒の一つ「あなたの父と母を敬え。これは、あなたの神、主が賜わる地で、あなたが長く生きるためである」に出ている（『旧約聖書』「出エジプト記」第二〇章一二節）。パウロはこのことについて、「『あなたの父と母とを敬え』。これが第一の戒めであって、次の約束がそれについている、『そうすれば、あなたは幸福になり、地上でながく生きながらえるであろう』」（『新約聖書』「エペソ人への手紙」第六章二節）と書いたのであるから、『修身論』のこの記述は内容において対応する『聖書』からの引用であることに間違いはない。

(106) 内閣記録局編『法規分類大全<sup>59</sup>学政門』原書房復刻、一九八一年、二八六頁～二八八頁。

(107) ただ論評が「追放された」と主張しているのは Wayland と Haven および Malebranche の書であるが、Malebranche は「教則」で確認できぬ。フランスの哲学者マールブランシュ (Malebranche, Nicolas, 1638-1715) であろうか。

(108) Japan, *The New-York Times*, Jul. 15, 1873.

(109) *The Far East*, Jul. 1, 1873, p. 22.

- (110) 倉澤剛『学制の研究』講談社、一九七三年、六七二頁～六七三頁。
- (111) 同前書、六七三頁。
- (112) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史①』龍吟社、一九三八年、三九七頁。
- (113) 石田加都雄「神官僧侶学校の設置と廃止について」『清泉女子大学紀要』第七号、一九六〇年三月。
- (114) 大間敏行「江藤新平の教育構想―「道芸」学ヲ開ク」の展開と帰結」『日本の教育史学』第四九集、二〇〇六年一〇月。
- (115) 谷川穰『明治前期の教育・教化・仏教』思文閣出版、二〇〇八年、五三頁。
- (116) 谷川穰、前掲書、四〇頁。井上久雄によれば、神官僧侶学校は、学校や教師の不足という「現実的な障碍」の打開策として企画され、地方に偏在する神社寺院の施設と有識層たる神官僧侶の知識と名望・信用とを活用しようとした。「一石二鳥の施策」であったという(『増補 学制論考』風間書房、一九九一年、三八一頁)。しかしあまりにも短期間での廃止は、政府部内での力関係の変化抜きには説明できない。
- (117) W. E. Griffiths, *The Mikado's Empire*, Harper&Brothers, 1877, p. 551.
- (118) The Games and Sports of Japanese Children by Prof. W. E. Griffiths, *The Japan Weekly Mail*, Apr. 4, 1874, pp. 257-260.
- (119) 熊本信夫『増補版 アメリカにおける政教分離の原則』北海道大学図書刊行会、一九八九年、二〇二頁～二〇四頁、三四〇頁以降。
- (120) 江原武一編著『世界の公教育と宗教』東信堂、二〇〇三年、一六頁。
- (121) 山下英一『グリフィスと日本』近代文藝社、一九九五年、三七四頁～三七五頁。
- (122) 金子忠史「グリフィスと日本 その一」『京都大学教育学部紀要⑫』一九六六年三月。同論文は三部構成の第一であったが、予定された「グリフィスの福井および東京における活動」「著作や講演等を通じてきた日本文化の評価ならびに再評価」は未発表である。
- (123) 山下英一、前掲書、三七五頁。

- (124) W. E. Griffiths, *Sunny Memories of Three Pastorates*, New York, 1903, pp. 41-48.
- (125) 内務省宗教局は大正二年六月一三日に廃止され（勅令第一四二号）、同日文部省に新たに設置された（勅令第一七三号）。
- (126) 島蘭進「国家神道と近代日本の宗教構造」日本宗教学会編『宗教研究』第三二九号、第七五卷第二輯、二〇〇一年九月。
- (127) 小股憲明『近代日本の国民像と天皇像』大阪公立大学共同出版会、二〇〇五年、一八三頁。この問題に関する帝国議会での議論については同書参照。

## A Foreigner's View of *Gakusei*, Modern Japan's First Educational System Ordinance

Teruo TAKENAKA

The first educational ordinance in modern Japan, *Gakusei*, was hastily proclaimed in 1872 by cabinet members who had remained in Japan while Ambassador Iwakura was visiting the USA and Europe. As a result, it contained various problems and mistakes even in its provisions. Nevertheless, foreigners who did not know the inside story of *Gakusei* were strongly interested in it. This paper examines foreign perceptions of *Gakusei* and of Japan's education system at the time of *Gakusei*, and among other things makes the following four points.

1. Initially *Gakusei* received strong applause from non-Japanese critics.
2. However, their applause was naturally based on the point of view of Western culture.
3. Related to this fact, they felt strong opposition to the possibility that backward Japan would catch up and pass Western countries as the result of its rapid modernization.
4. A nine-part series on education in Japan that appeared in an English-language newspaper published in Yokohama, *The Japan Weekly Mail*, pointed out very sharply the defects in Japan's education system.

The writer of the series seems to have been a good Japan watcher. Comparing its content with the facts of the *Gakusei* system, we find some questionable statements or mistaken comments as well as identifiable facts, but we can grasp what kind of matters foreigners in Japan were concerned about.

The writer of the series asserted that the teaching of religion should be prohibited in public schools and should be entirely outside the province of government control. He even hoped to see the day when the reading of The Bible ceased to be obligatory in public schools in the United States. From the editor's note attached to this opinion, we can discover that the writer was W. E. Griffis, a foreign professor hired by the Japanese government. His assertion of the need for religious toleration was based on his awareness that Japan had already established a Ministry responsible for religion, namely, the Ministry of Doctrinal Instruction (*Kyobusho*), and we can take it as his warning that Japan was moving in the direction of connecting state and religion.